

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(平成29年2月28日)

○ 村山繁生委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから都市・環境常任委員会、予算常任委員会都市・環境分科会を開催いたします。

インターネット中継を行っております。

本日の傍聴の方が3名みえます。

本日の審査順序についてでございますが、お手元に配付のとおり、この後、まず最初に、当委員会に付託されました請願第6号についての審査を行ってまいります。請願審査終了後は、上下水道局、環境部、都市整備部の順で部局ごとに予算常任委員会、都市・環境分科会として平成29年度当初予算と平成28年度補正予算の審査を行ってまいります。

その他の議案としましては、当委員会に付託された一般議案が上下水道局と環境部が1議案ずつ、都市整備部が6議案ございます。そのほか、上下水道局と環境部からは協議会の開催についての1件の申し出があり、そのほか、審議会等の開催による所管事務調査などもありますので、よろしくお願いをいたします。

審査の進め方についてですが、2月7日の議案聴取会において、平成29年度当初予算議案、一般議案については、既に担当部局より説明を受けておりますので、議案聴取会で請求のあった追加資料があれば説明を受け、その後、質疑に移りたいと思います。

追加上程されました平成28年度補正予算、協議会、所管事務調査等につきましては、まず、最初に、内容について説明を受けたいと思います。

それで、まず、2月定例会議会、この定例会議会における委員会の中で所管事務調査をするかどうかなんですが、いかがいたしましょうか。

○ 小川政人委員

所管事務調査というのは何をするんでしょうか。

○ 村山繁生委員長

何をするかはまだ、この定例会議会中にするかどうかをまず決めておかなきゃならないんですよ。するとすれば、この常任委員会の審査順序の最後になります。

○ 小川政人委員

十四川をやってほしいなと思っておるんやけど、大体、本会議で結論は出ておると思っておるんやけど、何ら行政側からアクションが起こっていないので、そろそろ細かくやってもええかなと思って。

○ 村山繁生委員長

今小川委員から、そのことについて所管事務調査を行いたいとの意見がありましたが、それでは、また最後に提案を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、審査順序に基づきまして、当委員会に付託されました請願の審査を行ってまいります。

請願第6号 太陽光発電事業に関する規制を求めることについて

○ 村山繁生委員長

請願第6号太陽光発電事業に関する規制を求めることについての請願でございます。

まず、請願文書の朗読を事務局に求めます。

○ 一海議会事務局調査法制係主幹

議会事務局、一海でございます。

資料のほう、タブレットのほうにつきましては、01本会議をあけて、もう一遍押してもらって、一番下のほうです。33番でしたっけ、ずっと下のほうへ、請願についてとあると思います。5分の4をお開けいただけますでしょうか。

○ 村山繁生委員長

よろしいでしょうか。

じゃ、お願いします。

(事務局朗読)

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

請願の趣旨はお聞き及びのとおりでございます。そしてまた、皆様のお手元にもその参考資料が配付されておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、請願者の方は請願者席に移動してください。

それでは、請願者の皆様、本日は当委員会にお越しいただきありがとうございます。

これから、本請願について趣旨をご説明いただき、その後、委員より質疑をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。なお、本請願の審査に当たりましては、都市整備部と環境部にも出席をいただいております。

それでは、これより請願趣旨についての意見陳述を行っていただきたいと思ひます。ご発言の際は挙手の上、マイクにてお願ひいたします。一つ、簡潔によりお願ひをいたします。

○ 請願者（矢田（延））

皆様、おはようございます。このような機会をいただきまして感謝いたしております。請願者を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

請願の趣旨については、先ほどご紹介いただきましたとおりでございます。その部分について、少し補完的に口頭にてお話しさせていただければと思ひます。

私ども、基本的に再エネルギー事業に反対をしていないというスタンスでまず聞かせていただきたい。決して、反対をしておるものではないということをお頭申し上げたいと思ひます。そして、先日、2月11日に国が資源エネルギー庁からのパブリックコメント、ガイドラインの制定に向けての締め切りが11日にありました。それに向けて、ぎりぎりの日程だったのですが、まず内容の確認をさせていただきました。

内容をざっくりですけれども、余り奥深く突っ込んだわけではないんですが、ざっくり見ると、初期段階での住民のトラブル、事業者との住民のトラブルに対して全く対処できていないと、そういうふうなところがやはり補完すべきことじゃないのかな。いわゆる事後のこと、技術的なことはかなり詳細に記述がされておりましたが、全て事後の事、技術的なことであって、なかなか地域で起きておる問題をカバーするところについていないというのが私の直感的な感じでございます。

そういう流れの中で、先日新聞報道にもありましたように、24日の日に三重県議会で議

員の一般質問に知事が答えられております。本年の6月末までにガイドラインを策定していくという、そういうふうな発言がございました。内容については、各市町とよく協議をしていくというような方向性もきちっと述べられて、その内容については3点ばかり、いわゆるその事前の相談、説明、そういうことを重きに置いてガイドラインを制定するという意見の発言がございました。所感として述べられたことには、1度自然が破壊されると元に戻せない、そういう所見も述べられた中で、非常に私どもにとっては何らかの期待が持てるのかなというふうに聞かせていただいております。いずれにしても、国の法規制、県の規制では網が大き過ぎる、その大きな網をどのように市町で補完していくのか、その辺が一番住民トラブルを少なくしていく、解決していく方法ではないのかなというふうにずっと思っております。皆さんにおかれましては、そういう意味で、上位法を超えて規制をつくるというようなことは毛頭できないことでもありますし、ご存じのところ私が厚かましく言う話でもないんですが、とにかく大きな網を少し地域需要に、実情に合ったような状況で少しものを考えていただくようなご指導を願えればというふうに思います。

それと、皆様のお手元に配付させていただきました資料ですが、1から5まで入れさせてもらっております。そのうちの1についてですが、これはつい先日、私が勝手に写真を撮ってきました。なかなか印刷が悪くて、非常にわかりにくいと思っておりますけれども、一つは四日市市内、小林町内において、もう既にソーラーパネルが設置された約1haぐらいの大きさかな、広さかなというふうに私は見てきましたけれども、本当に住居の軒先にまでパネルが敷き詰められておる。たまたまその直近にある住宅を住居にされる方とお話しする機会がありました。自治会を通じていろんな申し出をしたけれども、全く聞く耳を持ってもらえないとか、事業者に対して何らやるすべもない。全く法の規制がないことに起因するのかなというふうに私は現実的にその辺を見てまいりました。

それと、もう一枚あるんですが、それは現実にも今、今からまさにパネルを設置しようとしておる場所でございます、通称ミルクロードといたしまして、私の住居の近く、たまたま近くでやられておる工事現場なんです、一つはグーグルからちょっとコピーをした写真であります、ほとんど竹林で足見川が見えないような状況、一度グーグルとかその辺で上空写真を見ていただければ当時の状況がそのまま残っております、上空から足見川が見えないような状況で竹林が張りめぐらされておったと、そういう状況の中で、竹林を伐採されて、現状、そういう何の規制もないことから、多分雨が大量に降れば土砂崩れが発生するだろうというような状況に今はまさしくなっております。そういうことが法の規

制のないことによってどんどん行われているということも一つ十分ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○ 村山繁生委員長

続きまして、日本野鳥の会三重副代表の安藤様ですね。

○ 請願者（安藤）

安藤と申します。よろしくお願いいたします。

今回のメガソーラーのいわゆる情報については、5月の終わりぐらいですかね、去年の、そのニュースでもって知ったわけですが、それ以降、この地区の野鳥の観察をずっと続けております。そこでは、この土地というのは、いわゆる里山と称して小川が流れ、田んぼがあり、丘陵林が兩岸にあるわけですが、これはもう代表的な里山なんですね。四日市の地区で見ると、いろいろなところが今まであるわけですが、ほとんどサシバの住めるような里山というのは唯一なんです。もうここしかないと思います。野鳥の観察でもここしかサシバというのが観察されていないんです。先ほどの請願書の補足として資料2というのが、こんなのがついていますが、これの2ページ目に、もう少し詳しく載ってありますので、これを見ながら説明させていただきたい。

○ 村山繁生委員長

NPOネットワーク2月号。その2ページ。

○ 請願者（安藤）

その2ページからずっと、里山保全と絶滅危惧種という格好で掲載されていますが、先ほどもお話があったように、地球温暖化防止については何も制約する話じゃないんですが、これはぜひやらなきゃいかんということであるんですが、ここの右側に実は地図が書いてあるんですが、これ、四日市市の全域の地図が載っています。今回のメガソーラーというのは2カ所ありまして、四日市ソーラーと足見川メガソーラーということで、少し黒っぽくなっている地域については、これは山林ということなんですね。ですが、これが現在は全四日市市の面積の14%ぐらいしかない、都市としては非常に少ないと思うんです

が、さらに、今回、この四日市ソーラーと足見川メガソーラーを失うということになると、4%ぐらいの比率になるんですが、10%に減ってしまうという非常に厳しい環境です。

先ほどサシバという話をしたんですが、これはタカ類の1種なんですが、実は、例えばオオタカとか、ハチクマとか、そんなような鳥は多分ご存じだと思うんですが、このサシバというのは、実はこういった里地でないと生息できない鳥なんです。これは、要するに、タカというと何か鳥を食べたり、カモを食べたりという認識があるんですが、このサシバというのは、春先に渡ってきて、南方のほうから、日本へ来て繁殖をして、9月の末ぐらいには、また、東南アジアのほうへ戻っていくというような鳥ですが、これの食べ物は、いわゆる爬虫類、エビとか、カナヘビとか、特にカエルですね。こういったものは、やっぱり田んぼがないといないわけで、こういった環境しか住めない鳥なんです。これを保護したいということはもちろんですけども、言ってみれば、こういった鳥がいるということは、生物多様性できちっとそこが守られているということなんです。そういった意味で、鳥が大事というのもあるんですが、その環境を守っていくということが一番大事なことだと思うんです。これは、いわゆる永続的にそういった環境が守られれば、こういった野生のタカも十分生息できていくということになるかと思います。

少し、話が長くなるんですが、いわゆるテリトリーというんですか、サシバの生息できる、あるいは繁殖できる環境というのは、非常に広くて、1つがいで100haから200ha、いわゆる山一つぐらい必要なものなんです。というのは、それが頂点で、いろんな小鳥がおり、それからヘビだとか、カエルとか、その下には当然植物、それから虫がある。こういった自然体系の一番頂点に立つわけで、こういったものがあるということは、その環境は非常にいいということなんです。だから、そういった意味では、この今の足見川、それから桜のメガソーラーというのは、非常に貴重な場所なので、ぜひそのあたりを守っていきたいというのが一つの請願の理由です。

ただ、今回のことでいろいろ中止とかそういうことについては、かなり難しいかもしれません。少なくとも、今後の問題としても捉えていただきたいというのが趣旨でございます。

以上です。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

あと、続きまして、じゃ、中田様ですか。どうぞ簡潔にお願いします。

どうぞ、お座りください。

○ 請願者（中田）

ちょっと職業柄立ってやります。学童保育でやっています。資料の一番後ろにカラーの
がいていませんか。三角カラーの1枚だけ離れておる一番下、それでございます。この
カラーを見ていただいて、それをちょっと簡単に。

今もお話がありましたヘビとかカエルも、その大元はその下から行きますか、下はそれ
は足見川で、これは余り公開できない地図を安藤さんからもらって、内緒で皆さんにお渡
ししているんですよ。というのは、営巣地とか書いておりますから、盗みに行くやつがお
るんですよ。そういう専門家がございますので、これは公にできないのでございますが、
きょうはそんなことは言っておりませんので、一つお願いして、真ん中に赤丸とか載っ
ていますかね、そういうところに巣をすると、あと、黄色のところに行ったり、緑に行っ
たり、さっき100haというのが大体1000m掛ける1000mですね、100haは。1km掛ける1km。
実際は、その倍ぐらいいないと、この中心部だけ絵にしたわけで、航空写真から、中心部だ
け。実際、鳥はその中心部ばかりにおりませんから、よそから飛んでくるわけですから、
その4倍も5倍も、ですから1000m掛ける1000m、場合によってはそれ以上と、ぐら
いの中で、しかもどこでもええというわけじゃないんです。そこを見ていただいて、そ
の森が北側でございます、小林町とか。それから、田んぼ、真ん中は、それは田んぼとか、
畑でございます、水がこう流れてきて、カエル、ヘビがおります。それから、川が必要
です。魚とか、カニとか、いろいろおってもらわないと、エサ場でございます。休憩地も
要ると、それでこの山も荒れ過ぎてもいけないので、その山を少々手入れする人たちも近
くにいないといけないんです、四つです。森——今度市長さん、森さんですけど、偶然、
私なんか宿命みたいな感じなんですけど、因縁を感じたんですけど——を研究しているん
です。それから、川も研究している。田んぼも研究している。田んぼもこのごろ水を抜い
ちゃってだめですね。それから、手入れする人、この四つです。森、田畑、川、手入れす
る人、これがそれだけやっている地域はここしか最後ないと言われている、四日市では。
そういうことでございますので、一つご理解いただいて、我々生きていくためにはこうい
うものが絶対要ると。それから、上のその三角の図ですね、これ何かというと、これがそ
の生命のもと、この森にあると、大昔は海にございましたわね、ご存じのように。とこ

ろが、海からだんだん上がってくるわけですが、そして森ができて、その森にいろいろ集まって来ておると、アフリカを見てもらうとわかりますけど、森がないから生き物が余りいない。この間NHKを見ておったら、ニコルという人がニュージーランドですか、黒姫山で日本の山を買ってテレビでやっていたけど、もう世界で日本のようなところはイギリスにはないと、イギリスに行ってきましたけど、ない。イギリスの山ははげ山ばかり。アメリカもない。ほとんど砂漠化、アメリカも飛行機から見たらわかりますけど。でも、この日本は何かニコルさんに言わせると、最後の森だから、日本人頑張りと言われておるんですが、その森がこの足見川にあるというのが、この間偶然テレビを見ておって気がついたということでございまして、この森がなくなると、命のもとがなくなると、人類の死滅にもつながりますので、ぜひこの森は、四日市は10%ぐらいしかありませんが、ぜひ守るようにご尽力いただきたいと。それで、けさも1回見たら、四日市の憲章に緑とか、水、最初に書いてありますね、これをよくしようと書いてありますが、もちろん、空気もですけど、そのもとは、やっぱり空気もきれいにするのは森でございまして、海もあるんですけど、きょうは時間がないので、海の話はしませんが、海も大変なことになっておりますが、一つ森、きょうは森がテーマでございまして、それは切らないように、残すようお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

以上でよろしかったですか。よろしいですか。

○ 請願者（矢田（恵））

住民代表、矢田恵子と申します。

昨年6月の業者の説明会のときは、全く、まるで水面下で行われた説明会にして、それでまた12月に渋々開いてもらったんですけども、そのとき、6月の説明会とは2転、3転内容が変わりまして、そのところを質問しましたら、そんなことは言ったこと覚えはないというようなことをおっしゃいました。それで、そのような信頼のできない業者に私たちの大切な里山を破壊されることは、本当に忍びないこととございまして、いっぱい悪いことが起きてくると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

以上でよろしかったですか。

○ 請願者（西垣）

西垣と申します。

私は、この請願書に書いてある宮蔵遺跡のことで一言申し上げたいんですけど、宮蔵遺跡は四日市市さんが出している遺跡マップでナンバー270なんです、そこに一応存在するというような形で番号が振ってあるわけです。それで、この宮蔵遺跡は今回の足見川メガソーラーのほとんど中心部というか、真ん中あたりにありまして、その周りにもまだ遺跡はあるんですけど、そこは現存遺跡になっているんです。それで、この宮蔵遺跡だけが消滅遺跡になっている。それは、三重県環境保全事業団が環境評価をする方法書というのが5月に出ているんですけど、そこにこの地域は宮蔵遺跡が消滅になっているというふうに、消滅遺跡というふうに書いてあるんですが、それで、私はちょっといつ、それじゃ消滅してしまったのかと、それを疑問に思いまして、それで、四日市市史のほうにはこの請願書のとおり書いてあるわけです。未調査地域も多く、今後、鋭意分布調査を進めていく必要のある地域だと。住居跡も、あるいは旧石器時代のものですから、掘れば石器は出てくると私は思うんですけど。それで、住居跡も考えられるというふうに四日市市史には書いてあるんですが、ところが今、現在、消滅遺跡になっていると、それで、なぜ、消滅遺跡になったのかということで、先週、私は、四日市市教育委員会の社会教育課のほうに向けて情報公開をかけている段階でございます。

以上です。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

それじゃ、最後に栗屋様。じゃ、簡潔にお願いします。

○ 請願者（栗屋）

私、非常に今危機感というか危機意識を持っています。かつて四日市は東の海岸線を中心に公害で非常に皆悲惨な思いをして、その後、何とかそれを克服しようということで、

市のほうで快適環境都市宣言までして、そしてみんなで頑張ってきたんですけど、その後、だんだん西のほうに向かってフェロシルトの問題とか、産廃問題とか、いろいろ出てきて、里山もどんどん崩壊していくといったようなので、一体これどうなっているんだろうというふうに思っていたんですけど、ついに今回メガソーラーのこの問題で14%しかない四日市の森林が、これで10%にまた減ってしまうということで、四日市の本当によかった自然、それから先ほども遺跡の話もありましたけど、そういう本当によかったもの、これを今回なくしてしまったら、取り戻すことはできないようなものをどんどん壊していっていると、そのぎりぎりのところに今立たされているんじゃないかというふうに思います。よろしくをお願いします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

請願者の意見陳述はお聞き及びのとおりでございます。

これより委員の皆様から質疑をお受けいたします。質疑があればよろしくどうぞお願いいたします。

なお、理事者への質疑は、また後ほど時間を設けますので、その際をお願いいたします。まずは、請願者に対しての質疑をお願いします。

○ 諸岡 覚委員

済みません、ちょっと幾つかお聞きしたいんです。まずは、根本的なところでお聞きしたいんですけど、請願者のところで、西山町自治会会長矢田さんほか5名というふうに記載されておりますけど、これはつまり西山自治会からのという、そういう意味でよろしいんですか。

○ 請願者（矢田（延））

別の団体の名前もあったんですけど、私の身上を明らかにするために自治会長という名前を出したほうがいいのかということを書いただけで、特に西山町の自治会がこういう議論をやって出したという経緯はございません。

○ 諸岡 覚委員

自治会は特段関与していないと。わかりました。

その次、請願の趣旨のところ、本意をちょっとお聞きしたいんですけれども、小山田事案、桜事案をずっと一例にして書いていただいていますけれども、最後のところで、要するに趣旨はこの小山田事案、桜事案をとめることが趣旨なのか、それはもう今回はこれで仕方がないにしても、次回以降、こういうことがもう二度とないようにという趣旨なのか、どちらなんですか。というのは、一般論として、例えばこの請願がきょう通って、その請願が通ったことを受けて行政が、じゃ、条例改正しましょうかとなっても、やっぱり1年ぐらい絶対にかかるわけです。その間に小山田事案、桜事案はどんどん進んでいくはずなんですよ。条例ができ上がったときにさかのぼっては対応できませんから、小山田事案、桜事案に関しては、多分この請願が仮に通ったとしてもストップかけることはできないんですが、それを踏まえた上で、請願の主目的というのは小山田事案、桜事案をとめることなのか、あるいはそれは一旦おいて置いて、後日談としての話をしているのかどちらなんですか。

○ 請願者（矢田（延））

言われるとおり、条例で制定されているので、遡及するものではないということは重々承知しております。

当然、条例化されても法が及ばないということは現状承知しております。まだまだ今後開発がされるだろうということも含めて、規制になればという思いはあります。しかしながら、これが条例化に向けての行政が動いた、議員の方々が真剣に捉えてくださったということを踏まえて、地域住民が本当に、じゃ、何かやれば立ち上がれるんだと、何か事業主との交渉に挑めるんだという方向性が少しでも見えて、そういうものの支援、後追い、後から何かカバーできるようなものが、後からでも今現状住民が非常に悩んでおられる状況が、その追い風になればということが制度化に向けて、その姿勢が私は非常に大事なのかなというふうに遅ればせながら、そういうふうにしていただければという思いでございます。決して、遡及してまで条例を制定していただくという方向にはございません。

以上でございます。

○ 請願者（中田）

森を1回切ると100年ぐらいは無理ですから、何とか切らないで、金田社長というのが

おるんですけど、東京に、電話していますけれども、頼んでおるんです。ほかのものはどうかというようなことを聞いてくるので、早く会いたいと僕に言ってきておるんですけど、何とかこれをやめてほしいとやっているの、個人交渉だけじゃ弱いのでございます。公のそういう力が要るということです。

○ 諸岡 党委員

ごめんなさい、ちょっとよくわからない。小山田事案、桜事案をとめることが主目的だとおっしゃっているのかそこを明確にさせていただきたいんですよ。

○ 請願者（中田）

とめてほしいんですけど。

○ 諸岡 党委員

それが主目的なんですか。

○ 請願者（矢田（延））

本音から言えば、当然とめていただける方法があればお願いしたい、しかしながら、その話は無理というふうに私どもは理解しておりますもので、できればの話で、まずはこの条例の制定によって、今後こういうことが起きないような方向性を当然つくっていただくのがその住民にとって何かの励みになるのではないかなというふうに捉えております。

以上でございます。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

○ 加藤清助委員

ちょっと関連するんですけど、確認ということで、さっき諸岡委員が請願の趣旨の背景の足見川だとか、今計画されておるのをとめることが主目的の請願なのかどうかということで、僕も改めてその趣旨とその請願事項の部分だと思うんですけども、さっきもご説

明の中にもあったように、国、あるいは三重県議会で規制の動きが進んでいる、そういう中であるけれども、この請願事項の中に各自治体のそれぞれの地域事情に応じて指導要綱、ガイドライン、条例が必須ではないかという請願項目、事項になっているというふうに私は受けとめていきますので、もちろんさっき遡及するものではないというふうに請願者の方からもおっしゃられましたし、それはそうだろうと思うんですけども、全国的な展開の中で、やっぱり住民の理解と合意がなければ、なかなか事業者もそれを押し切って事業化するというのは難しい事例が全国各地で生まれているし、そういう意味でいくと、住民の方々の取り組みと、そして議会がそれを受けての請願をどうするかということによって、今計画されている今進行中の事業であっても、それは四日市の自然環境だとか、生活環境だとか、生態系だとか、防災の部分でプラスには作用していくというふうに考えられての請願趣旨だと受けとめていきます。去年の12月の事業者の説明会でいくと、工事は平成30年からかな、スタートすると住民側にも説明会でされていますから、まさに事業者としての決断をする上でのインパクトになるという趣旨での思いなのかなというふうに思います。私はそう受けとめたんですけど、そういう受けとめ方でいいのか、確認させていただいてよろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

今、1名、傍聴に入られました。

○ 請願者（矢田（延））

加藤委員の言われたように、まさしくそのとおりだと思います。

○ 村山繁生委員長

マイクをお願いします。

○ 請願者（矢田（延））

済みません。委員の言われたとおり、本当に条例制定に向けての法制化がインパクトになるという、そういうふうになれば非常に幸いかと思います。

以上です。

○ 村山繁生委員長

このマイクは、聞こえる聞こえんじゃなくて、ネットに音声が届かないんです。

○ 請願者（中田）

長野県の富士見町がございますけど、あそこが区は幾つかあるんですけど、住民投票しまして、賛成のところもあったんですけど、過半数が反対、住民投票で、富士見町全体では中止したそうです。そういうのが出てきました。それから、四国では、四国は何町やったかな、土佐清水市か、あそこも取りやめ、ちょいちょい中止が出てきたということがございます。住民が動いているところは、それから、トップ、あるいは議会が、ここでいうと志摩市、志摩市もあれですね、この間採択、全員でもらいました。

○ 村山繁生委員長

質問だけに答えてください。

加藤委員よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

○ 萩須智之副委員長

済みません、栗屋先生お久しぶりです。

この矢田さんが撮られた写真からすると、足見川にも降りていけないぐらいの竹林で、荒れた森になっているということなんですが、ちょっと伺うところによると、猛禽類は本当の原生林ではなかなか生きられなくて、田んぼとか、手入れされた里山でないと捕食できないと伺うんです。このサシバの営巣の写真を見せていただくと、結構な数があるので、当然残していくべきものやと思うんですが、この地区は荒れ山なのか、里山なのか、どちらなんですか。私も里山保全で難儀していますので、竹を切るのに、竹を切るのが大変やから業者に切ってもらったらこんなにすっきりしてええなと今見たんですけど、どうなんでしょう。そこのところを一つ確認させてください。

○ 請願者（矢田（延））

済みません、委員の見られておる私の資料1の写真ですかね、この写真は、問題になっておる開発の場所ではなくて、全く違う場所で、これは土砂崩れが多分起きるだろうとい

うような、形状が変わったことによって、少しの雨でもこれは当然崩れてしまうだろうというようなことが危惧されるもので、こんな開発もありますよということで参考につけさせてもらって、これも足見川の上流なんですけど、場所は、これから4kmぐらい下がったところが問題とされておるそのサシバの営巣しておる地域になります。済みません、これ足見川という名前を使ってありますもので、足見川には違いないんですけども、委員の言われる場所ではないということで、申しわけない。

○ 村山繁生委員長

その場所ではないということね。

○ 請願者（矢田（延））

それと、荒れておるのか、保全されておるのかといわれると、もともとゴルフ場の開発用地に平成10年ごろからあったという地域で、その当時から事業主が用地買収が進められておって、個人の管理が行き届かない状況がここ数十年あったのかなということから考えると、やはり荒れておるといふうに捉えたほうがいいのかと、私は実際入ったことはないんですけども、そういう経緯から考えると、なかなか手入れされた里山ではないというふうに思います。

○ 請願者（安藤）

いわゆる里山については、先ほどもお話ししたように、やっぱり畑があり、田んぼがあり、川があり、林があると、これは一つの里山なんですけど、現在、その里山そのものが手入れがされなくて、かなりいろいろ竹が生えたり、荒れているわけですけども、実際に野鳥なんかを見てみると、仮に里山が多少荒れておっても、ちゃんと生息できる環境にあるということなんです。そういった意味では、生物多様性のやっぱり基本がそこで守られておるんだという認識です。ですから、昔のような里山とは多少違うんですが、やっぱり生物にとっては貴重な場所だというぐあいに考えてほしいと思います。

○ 村山繁生委員長

わかりました。

副委員長、よろしいですか。

○ 萩須智之副委員長

ありがとうございます。現にこれだけおるわけですから、生息できておるということですね。ありがとうございます。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 三平一良委員

請願者の方のご意見とか、趣旨はよくわかるんですけども、早く対処をしようと思えば、条例の制定を求めてみえるんですが、きょう、あす、短期間ではできないと思うんですよ。ですから、県が6月にガイドラインを作成するというにおっしゃって見えますので、関連法令にしても県の職務権限が及ぶところが多いんですよ。他県の山梨県とか、茨城県ですか、ガイドラインをつくられているんですが、これにもずっと各市町村のエリアが示されて、決められているんですよ。だから、それを待って、市のほうで対処するのがいいのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○ 請願者（矢田（延））

ごもっともだと思いますが、知事の答弁の中にもありましたように、市町と十分協議をしていく、鋭意検討していくと、そこらの状況を踏まえて考えれば、同時進行で協議しながら1日も早い公布施行ということが、お願いしたいという思いでありまして、そこその状況に応じたようにやっていただくのがベストなのかなと思いますが、決して県に先行してやるという意味ではございませんもので、当然その中で県の状況を十分協議していただきながら、県のない部分、県にしかれない部分を四日市のほうで補完していただくというふうなことを同時進行的にやっていただければありがたいのかなと思います。

以上です。

○ 三平一良委員

それは、だから環境法のほうで、県のほうと十分協議をしていただくということで、やっていただいたらどうかなというふうに思っているんですけどね。

○ 村山繁生委員長

また、理事者への質疑は後でまたいただきます。

他にいかがでしょうか。

○ 小川政人委員

地域によっては地区の反対運動で取りやめになったケースがあるというお話をいただいたんですけど、そういう運動はされる気はないんですか。

○ 請願者（矢田（延））

桜町のほうはちょっとまとまって、今まとめていないとか、そういう状況なんですけど、山田町と小林町の一部の方においては、いろいろ会議を3回ほど重ねております。しかしながら、山田町の自治会、小林町の自治会というのが自治会が本体になって動いている状況ではない、本当に迷惑が及ぶだろうという地域の住民の方が中心になって、今現在、昨年末あたりから3回ぐらいの会議を重ねてきております。私ども一緒になりながら、まさしくこれを何とかしようという、何とか里山を守っていこうという方向の署名運動に入っていこうと今準備中であります。

以上です。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、他にご質疑もないようですので、請願者への質疑はこれで終了させていただきます。

請願者の方は傍聴席にお戻りください。

それでは、理事者のほうから何か補足説明はございますか。ありませんか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

委員の皆様から理事者への質疑があればお受けいたします。先ほど三平委員から県との連携についての質問がありましたけど、その点についてちょっと答弁いただきたいと思いますが。

○ 市川環境保全課長

環境保全課の市川でございます。

三重県の太陽光の発電のガイドラインの制定についてというところでご説明をさせていただきます。

先ほども請願者の方から発言がありましたように、三重県のほうでは、平成29年の6月の末をめどにガイドラインの制定を考えておるということでございます。

その中身に関しましては、50kw以上の事業用太陽光発電設備に関してガイドラインの遵守努力を求めていくというところでございます。

内容につきましては、国のガイドラインに係る県と市町の具体的な手続を明確にする。また、県と市町が太陽光発電施設設置に係る情報を共有できるようにする。また、トラブル減少のため、事業者に関、市町との協議や住民への説明を求める。また、事業者への法の遵守を徹底させるというような内容になってございます。

以上でございます。

○ 村山繁生委員長

三平委員、よろしいですか。

じゃ、他の委員の皆様、理事者に対しての質疑があればお受けいたします。

○ 加藤清助委員

さっき県のほうでこれからの県のほうの検討をしていこうということの把握の紹介だというふうに受けとめたんですけども、ことしの1月の末に県もこの関係で三重県の景観条例に基づくガイドラインというのを出しましたよね。それを教えてもらったんですけど、

結局それは事業で施工して、太陽光パネルを設置した上での景観をこうしなさいという、だから、パネルの色はその地域の風景に見合うような色にしなさいとか、角度をどれだけにしなさいとか、だから、本質的な規制というか、太陽光による環境へのあれじゃなくて、あくまでも景観部分のガイドラインしか出ていないと思うんですけど、そうですね。

○ 川尻都市計画課長

ただいま加藤委員が言われたように、あくまでも規制は工作物であったりとか、そういうものの一部としてそれを色を規制したりとか、それから角度を規制したりとか、周りの環境に影響するように景観条例の中で、あくまで景観条例ですので、メガソーラーに対する規制ではございません。景観条例の中でやっております。

○ 加藤清助委員

だから、本質的に請願も出ている関係だとか、それから、行政としても四日市の自然環境の保全をしていこうと思うと、さっきの話にも出ていたけど、その上位法である森林法だとか、河川だとか、土取りだとか、その防災関係の、県の所管する部分の法、条例が上位であるもので、そこはそのとおりになんだけれども、それをつくっていくのを前提にしても、やっぱり市側から、いやいや四日市のこういう部分は貴重なんですというような、それを出していかないかんと思うし、そういう意味では市としてのスタンスをきっちりと持ってもらうなあかなと僕は思っておって、でも、この間の市行政とのやりとり、質問のやりとりでは、四日市広域緑の基本計画ってありますやんか。それと同時にセブンヒルズというのも持っておって、セブンヒルズの一つに桜のほうのメガソーラーのエリアがはまっておるといふのをやりとりはした覚えはあるんやけど、でも足見川の計画地域ははまっていないから、守るべき里山に値しないとは言わなかったけれども、含まれていませんというような、そういう解釈でやっていくから、やっぱり四日市全体でのスタンスを、条例かガイドラインか、要綱かわかりませんが、この請願書の請願項目にも要綱とガイドラインと条例という、そういうふうな書き方でされているもので、そういうことの検討はしていくことは可能なんですよね。

○ 村山繁生委員長

どうですか、検討の可能性はあるんですか。

○ 稲垣都市整備部理事

少し法令の部分も含めて、少しお話をさせていただこうと思います。

まず、委員ご指摘のように、まず現行の法令、ここの中で太陽光発電の設置自体、これを直接規制するという法律はございません。指摘があったように、例えば、それが森林地域であれば、林発ですね、林地開発ということで、要は造成をしていくときの安全性、そういったものへ一定担保をするということになります。

また、もし太陽光発電施設で建物を併設するような場合があれば、その場合には開発許可ということじゃなくて、それは都市計画法のほうで安全性とかを担保していくという形になります。そういう場合には、安全性とか、そういったところで一定の基準を課すということができるといってございます。

例えば、土取りが終わった後の土地とか、農地のずべっとしたところ、こういったところに太陽光発電を設置する場合、農地転用とかというのを除けば、そういった場合には、土地造成とかに対しての安全性を担保する、そういったものもないというのが現状でございます。

先ほど出てきました景観条例に基づく形の中で、実際につくるんだけど、それを景観に適合するよとということによって一定の基準を設けている。これ、四日市市は既に工作物として一定規模以上のものを制限をかけていましたので、景観的にはそれにも一定の周辺に配慮したものになるよとという指導は行ってきたところでございます。ですから、そういった部分では三重県が太陽光発電の設置で景観法に基づくガイドラインをつくりましたけれども、それに先んじた形で対応してきたという歴史がございます。

ただ、三重県のガイドラインのほうは若干つくった時点で基準が今風になっていますので、そういったことについては四日市市としても改めていこうというようなことございます。

一方で、四日市広域緑の基本計画の話をいただきました。その中で、基本的には今ある緑を守ろうというのが基本的なスタンスでございます。方向としては、緑をできるだけ市民と一緒に守っていこう、当然、強い規制をかけて守っていくということになれば、例えば一番顕著な例が、南部丘陵公園であったり、こういう公園を都市計画決定をするというのがあります。そうした場合には、基本的には開発しようとした場合にはそこを買い取って守っていくという形の対処をしていくということになってまいります。

次に出てくるのが都市緑地法というものがあります。その中で、凍結的に守るということでは、特別緑地保全地区というものがございませう。ただ、これは指定を行いますと、一定のそれに見合うような私権制限かけていくという形になりますので、例えばそこに私権制限をかけていくに対して、何か行為をしたいということに対してはそれを保障していくという形のものが必要になります。単純に申しますと、市として買い取っていく覚悟であれば、特別緑地保全地区を指定していくというような手段が用意をされているという形でございます。

現在のところ、四日市市の都市行政の中では、市民と一緒にできるだけ守っていこうということで、地権者の方にもご理解をいただいて、土地を四日市市が借りて、その分を減免して市民の方で建物保全をしたりしていただく、市民緑地の制度をできるだけ拡充するという形の中で取り組んでいくという形ですので、そこを基本的に今進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○ 加藤清助委員

今説明いただいたように、その従来の法や条例が想定していない今のいわゆるメガソーラー事業という土地の改変を伴う、だから、民家の建物の上に太陽光パネルを敷くというのはそれは建築基準とか建築確認で通っていく法のあれがあるけれども、その自然環境の部分の里山や田畑のところにあるのは、従来想定していない中で、いろいろ光の害だとか、温度上昇だとか、獣害だとか、生態系に及ぼすということが危惧される状況になってきているわけですから、当然、県やフィールドのある市町がそういう対応を要綱、ガイドライン、条例の制定というのが求められている時期なのではないかと私は受けとめていますけど。

○ 伊藤修一委員

先ほどの説明にちょっと関連するんですが、法規制がないというところから出発していくと、国がやろうとしているのはガイドラインという形をとるといふ、法規制よりガイドラインのほうがフットワークが軽いというか、そういう部分ではそのガイドラインが本当にそれがまた機能するのかどうかというのが一つ整合性をとっていく意味では検証しなくちゃならないし、また、同じように県もガイドラインだと、法規制がないんだから、条例

がないということの上で、またガイドラインいく部分で、いわゆる可及的速やかに対応せなあかん部分はそれで対応できるけれども、根本的な部分は、じゃ、どこでどういうふうな対応をするべきなのか、例えば、そういう四日市市の場合は、やっぱりガイドラインでいくのか、例えば間をおいて条例でいくのかとか、そういう考え方というか、そういうふうな検証というのはされてみえるのかどうかお伺いしたいんです。

○ 川北環境部長

まず、冒頭、我々環境部としても自然保護は非常に大事だと思っておるという前提でございますので、ご了承いただきたいと思えます。その中で、今伊藤委員のほうから根本的なものに何があるのかというようなことがございました。私どもが一般質問の中でも実は何度も答弁させていただいておるんですけれども、答弁の中で一番ベースにあるのが憲法の29条の財産権でございます。憲法29条の第1項には、財産権はこれを侵してはならないというふうに明記されております。それと、自然環境を入れて保全していくかということがこのバランスの中で非常に難しいということで、悩んでおるところでございます。

冒頭、理由をお話しさせていただいた上で、国、経済産業省がガイドラインをつくり、それから三重県でも6月末をめどにガイドラインをつくると、じゃ、その中で、四日市市はどうしていくのかということでございますが、この県がつくるガイドラインに当たっては、四日市市といたしましても積極的に当然のことながら意見を申していくつもりでございます。県のガイドラインは、先週金曜日だったと思いますが、県議会のほうで一般質問に答えてということで、また、今課長がざくっと申し上げましたが、まだ内容は定かではないと思っておりますので、そのあたり市として四日市市の緑を守っていくためにどういった県のガイドラインにさせていただくものかということを経営のほうにはしっかりと市としての意見は少なくとも申し上げたいと、その上で国のガイドラインも含め、県のガイドラインも検証した上で、その後、どういったことが必要かということがその時点でまた改めて検討、研究した上でご提案できればというふうな形で思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

○ 伊藤修一委員

市のほうの考え方も理解させてもらう部分があります。ただ、ちょっと質疑から外れるんですが、やっぱりこの地域ということで、今問題になっておるのは、その憲法の問題で

財産権というのはわかるんです。けど、個人的に言わせてもうたら、憲法に加権、加える権入れてね、環境権というものを今つくっていかなあかんぐらいの時代に来ておるのが今の時勢ということはやっぱりちょっと理解は一つ持っていておいていただけたらありがたいなと思いました。

○ 村山繁生委員長

何か意見表明みたいなものもあります。

○ 加藤清助委員

環境部長が県や何かに四日市市の意見を出していくと言うんやけど、でもこれまでの環境アセスメントで四日市市が市長名で三重県と事業者に出した意見書は、僕は本当にそういう今言われたスタンスがどの程度あらわれたものかというのは疑いを持っておるんやわ。例えば、残地森林が3割ぐらいの面積のところを保全、植栽していくので、里山の改良されるとか、だから、10割のうち3割ぐらいを植栽だとか、樹種を選んで保全していくから里山保全のモデルになるんやという、それはちょっとすりかえのスタンスやなというふうな、これは僕の思いやでね、でも、誰が見てもそうやろと思うんやけど、だから、もっと言えば、防災上でいったって、もっと危惧があるわけやんか。3割、2割、森林状態、山林状態を残して手入れしていくとしても、7割は伐採して、改変するわけですから、当然、雨が降れば、従来はその山林の中で浸透していくのが、浸透率が2割ぐらいはあるんでしょう、地下に入っていく。でも、そこを全部パネルで敷き詰めてしまったら、それは浸透にはならず、まして、下に草よけのそういうシートとかを張ったら、小川さんのほうが詳しいけど、降った雨が今までよりも下流の、例えばあそこやったら矢合川に流出する流量がふえるわけですよ。でも、それは調整池をつくるから大丈夫だというふうに事業計画が出てくるんだけど、じゃ、その調整池は一体時間雨量何mmの降雨に耐えられて、下流河川への影響を及ぼさないとか、そういう類いの話も出てくると思うもので、四日市にとっての本当に大きな問題に今直面しているというふうに思うもので、きっちりこれからも事業者や三重県には環境アセスメントの次の意見書にもなっていくと思うんですけれども、してもらいたいなという思いはありますね。

○ 村山繁生委員長

何か意見討論というか、意見表明のようなものになってきておりますので、もうこちらあたりで質疑はよろしいでしょうか。だめですか。

○ 小川政人委員

部長が言われたように、四日市市ではどうにもならないんですよというようなことの説明は前から聞いておるんやけど、それは県の問題とか言うんやけど、さっき憲法という話が出たけど、ちょっとここで憲法の話をするのはそぐわんかなと私は思っておるんやけど。

まず、第1に、理事が言われたように、土取りした後にそれをつくるのなら、それは何も仕方がないわなという話だわ。新たに森林を伐採して、メガソーラーをやるというのについて何も規制ができんのかという問題と、もう一つは、絶滅危惧種の鳥とかがおって、それ工業開発やとだめなんやろうな、工業団地をつくろうとしたらオオタカがおって全然進展していかないんやけれども、メガソーラーやとそれは何も規制がないので、いいのかという辺のことが、ちょっと僕の頭の中で理解ができておらんので、その辺は全然だめなのかというのはどういうものかな。

○ 村山繁生委員長

どうですか。

○ 市川環境保全課長

今、絶滅危惧種の例えばサシバとか、オオタカがそこに生息しておれば開発できないのじゃないのかというようなお話があったんですけども、環境影響評価条例の中では、もちろん調査をした上で、自然保護という観点で例えば営巣があった場合には、そこを飛び立つまで、その開発はとめなければいけないものですけども、基本的には飛び立てば開発はしてもいいというような、考え方があるので、希少動植物が、例えばオオタカがいたからといって、その森林を伐採できないというようなものではございません。ただ、委員おっしゃるように、昔、開発団地をつくる時にそういうような議論があったということですけども、そのときは愛知万博で海上の森を開発するときに、同じようにオオタカの営巣があって、万博ですので、非常に環境に配慮したというような取り組みの中で、一旦愛知県のほうがその森を保存したという経緯はございますが、法的な縛りの中ではオオタカなりの営巣がしているからといって、それをとめるというような制度のものではご

ございません。

○ 稲垣都市整備部理事

若干補足をさせていただきます。

工業開発とかを行う場合なんですけれども、例えば営巢が確認されているようなものがあるとしますと、そこを外して開発絵を描き直すということはなかなか難しいという実態が現実ございます。そうした中で、一旦そういう営巢が出てくると、その山のところは切れないとなりますと、造成にかなり制約を受けますので、そういった意味では一旦計画を白紙に戻すか、鳥にどいていただくか、先ほどありましたような、そういう形で判断をさせていただくということになっているというのが現状でございます。

もう一点、森林を新たに伐採するとき、何の規制もないのかという形ですけれども、先ほども若干説明をさせていただきましたけれども、都市緑地保全法の中で、都市計画区域内では緑地保全地域であるとか、特別緑地保全地区、これを打つということで、一定の規制をかけることは可能です。ただ、その中で起こる行為に対して、やろうとすることをとめるということに対して保障をしていくという形、これは財産権の絡みでございますけれども、その財産権を守るという形の中で、それを保障するのが義務づけられておりますので、現実問題、広いエリアを打ってやっていくというのはなかなか難しいという実情がございます。特に、凍結的に守るような場合がありますと、例えば、神社、寺院等の遺跡とか、そういうようなものと一体となって、要は、伝承もしくは風俗慣習と結びついて伝統的、文化的意義を有するとか、それも地元で認知されている、そういった場所でしか打てないという制約もございます。

これは一定の制約を課すということなので、基本的にはもともとみんなで守ろうというふうな約束があるところに、法的な網をかぶせると、こういう制度の基本になっておりますので、なかなかそういう中で、今ご提案いただいておりますところに制度を打っていくというのがハードルが高いというふうには感じております。

以上でございます。

○ 小川政人委員

ようわからんのやけど、オオタカがおるで四日市は大事な工業団地づくりをずうっとやめておるんやわな。その辺のところと、今言っておる説明では、オオタカがいたとしても、

新保々の工業団地、事業を進めていけるみたいな気もするんやけど、そこは全然違うし。もう一つ、これ、多分、メガソーラーというのが新しい電源の立地の問題なんやろうと思っておるんやけれども、こんなの工業開発と変わらへんやんな。電気を製造するんやろ。発電所なんやろ。ソーラーパネルやというけど、本来的に考えたら、こんなの工業開発と全然変わらんと思っておるんやけど、解釈の仕方がさっきも発電能力によって規制があるとかないとかという話もあったんだけど、これはこの面積の、このつくろうとしておるこれだけの土地やったら、それは規制の係る部分もある発電能力何やわな、そういう解釈でええのかな。

○ 市川環境保全課長

ただいま、法律な縛りというようなお話だと思うんですけども、例えば、森林法というのがございまして、1 ha以上森林を伐採する前には、県のほうに許可が必要やとか、例えば農地転用もそうですし、また、砂防法とか、河川区域での工事とかいうのも、当然縛りはかかってきますので、全く法的な制約なくして、このような大規模な開発を進めていけるというふうには理解しておりませんので、それらへの規制の中で、役割の中で、きちんと対応しておるといような状況やというふうに思っております。

○ 小川政人委員

対応しておっても、対応できやんのでしょうか。黙認、対応しておるといいながら、これはできていくということは今まで聞いておるんやわな。市の行政の中では何ら効力がなくて、自然とできていけばいいやんというふうなことを今まで説明を受けておるんやけれども、もともと再生エネルギーという部分でクリーンエネルギーというんやけど、本当にクリーンかどうかはわからへんし、そここのところの、これは製造業やと思っておるんや。発電するんやで。そこは国もみんな抜け落ちておるんやけどな。それはちょっと僕は違うと思う、そんなことを言っても、国に言ってもあかんけれども、これ、やっぱり製造業です、電気をつくるんやから。中部電力と同じで——中森さんに言うと怒られるかわからんけど——製造業やん、こんなの、発電所つくるのにでもいろいろ規制があって、やられておるのに。ソーラーパネルで電気をつくるんだったら、風力発電は、じゃ、ええのかという、その辺もやっぱり製造やと思っておるんやけどな。だから、その辺をきちっと考えるべきところ、本当に行政としてあらゆる手だてを尽くして何もできないと、あとは住民の

側でやっていくしか、反対運動に頼るしかないのかというところもあるんやし、それと、もう一つ、まちづくりでどうのこうのという話をしたやんか。里山保全と言っておりながら、こういう大規模な森林伐採が許される前に、もっとあんたら里山保全のためのまちづくり条例とか、いろんなことが手が打てたと思っておるんやけど、それは全然里山を守るだけの話で、何らそれに口だけで対応できるものがついて回っておらんわけやわな。そこはちょっときちっともし網をかけるんやったら、里山保全というなら、そのまちづくりの中で、その地域に網をかけていくことは行政としてできるんやで、そういうことの手を。仕事が遅いんやろうな。だから、そこはどうしておるのかな、ようわからんのやけど。そういうのは、呼びかけと実際とは違うで、それどうしておるのかなと。

○ 川尻都市計画課長

都市計画課、川尻です。

今、委員の発言がありましたように、そういう自然環境を守るとか、まちづくり、都市計画のほうは地域地区別構想というまちづくりの計画を地元の方と一緒にやらせてもらっています。その中で、より具体的にそういう場所を限定するとか、そういう地域の声があれば我々は当然同じように守っていかうとしていきますし、場所によっては、今、そういう具体的に地域が持っている自然の山であったり、そういうのを守りたいという声は聞きながら、ただし、そこおる地権者の方も見えますので、そういう方々の意見を聞きながら、可能な範囲でそういう指定はしていくような努力はしていますし、逆に我々からそういうことをしましようという声かけはさせていただいておるんですが、なかなか具体的にというのは少なく、数は少ない市民緑地というのがそういうまちづくり構想の中で、例えば大沢台の裏とか、あの辺りはまさにまちづくり構想の中でそういう市民緑地の制度を導入したところも幾つかはあります。本当に数は少ないんですが、そういう形でまちづくりの中で、市民緑地制度を導入したりとか、場合によっては、先ほど理事が言いましたように、何らかの都市計画の規制をかけることでも不可能ではないと思うんですが、やはり権利の制限をかける中で、地権者の方の同意をどのようにとっていくかという部分で非常に苦慮しているという状況でございます。

○ 小川政人委員

そんなことは言い合いしておってもあかんで、それはそれで了解しました。

○ 諸岡 党委員

まず一つが、ちょっと県のほうの流れを整理したいんですけれども、さっき景観条例が云々とか、そんな話もあったけれども、この前の県議会での質疑、答弁のやりとりというのは私の認識をちょっと述べますので、間違っていたらちょっと指摘をもらいたいんですけれども、例えば、今、県で景観条例がどうか、あるいはガイドラインがあるけれども、それではまだまだ甘いじゃないかと、それが実際問題として対応し切れていないんじゃないかという質問に対して、たしか県議会の稲森議員だったと思うんですけれども、そういう質問に対して県が、確かにそうだと、だから、今議員のおっしゃったことも踏まえて、6月までに新しいガイドラインをお示ししたいというふうに、そんな答弁、そんな流れだったと、ざっくりいうとそんな流れだったというふうに思うんですが、それでよかったですかね、まずは。

○ 村山繁生委員長

確認ですか。

○ 諸岡 党委員

確認。大体の流れでいうと、ざっくりで。

○ 川尻都市計画課長

都市計画課、川尻でございます。

まず、県の景観条例のほうで、この1月6日に景観条例でのガイドライン、先ほど加藤委員が言われたように、パネルの色とか、そういう技術的な部分での規制を景観のほうでやるというのがまず一つ動いております。これが4月から施行されます。

それとは別に、国のほうが新たにガイドラインを設けるということを言っていますので、その国が設けるガイドラインに応じて、三重県の雇用経済部さんのほうがそちらのほうの環境のほうの観点から、三重県の太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインを6月ごろに策定する予定であるというように答弁をされたというふうに聞いております。

○ 諸岡 党委員

そうすると、国がガイドラインを大枠で決めてきて、それに基づいて県がおおむね6月をめどに県のガイドラインを示すと、そういう流れなんですね。

そうすると、国も県もあえて法律、あるいは条例じゃなくてガイドラインにしているというのはなぜかというところがちょっと私わからんのですけれども、そこでさっき環境部長がおっしゃった憲法の話が恐らく出てくるんじゃないのかなと思うんですけれども、例えば、国、県はガイドラインでやっているところへ、市が単独でガイドラインを飛び越える条例という形で作っていったときに、例えば、土地の所有者や、あるいは地域からこれ財産権の侵害だと、それと土地の評価が下がるじゃないかみたいな、そういうような、仮に、そういうような申し出があった場合、極論を言えばそれが裁判になるとか、そういう可能性もやっぱりあり得るわけなんですよ。可能性の問題として。

○ 稲垣都市整備部理事

おっしゃるとおり、条例で過度な規制をかけるという形になれば、財産権の侵害ということで、訴訟になるおそれは当然ございます。

○ 諸岡 党委員

わかりました。

結構です、以上です。

○ 中森慎二委員

上位法の枠の中で何ができるかというところが一つの課題だと私は思うんですが、ただ、国は再生可能エネルギー、特に太陽光の促進のために規制をほとんど何もかけずに推進するために進めてきたというツケが今現実回ってきておるんだというふうに思うんです。それで、国も県も後追いながらそういうことも考えているということで、それにどこまで市町村が対応していくかということが一つの課題だと思っているんです。

今回の請願の趣旨を我々議会が受けとめて、行政側に、例えば、四日市市の景観条例の中で、何かできるものはないのかと、あるいは緑の基本計画だとか、マスタープランの中で、何か引っかかるものはないのかと、そういうことを、今回の請願の採択がされれば、そういうことを起点に、もう一度、行政の皆様方にこの太陽光の問題について考えていただく一つの契機に私はすべきではないのかなということも思っています、十分今までも

検討いただいたんだろうとは思いますが、それだけじゃなくて、やっぱり四日市にこれだけ大きな課題を突きつけられておる中において、今後の太陽光の開発に向かって何も受け身だけの話ではなくて、四日市独自でもやっぱりここぐらいのことは言っていこうよというものをつくり上げていってほしいなと私自身も思っていますし、請願者の方々の意向もそこに私はあるんだろうと思うので、そういう意気込みの中で、今すぐにこれができるのか、できないのかということだけではなくて、四日市の行政として努力していくという、そういう意向については皆さんお持ちなんではないですか。

○ 村山繁生委員長

じゃ、まとめてください、稲垣理事。

○ 稲垣都市整備部理事

従前からいろいろ里山保全についてはいろいろ一般質問でも質問をいただいてまいりました。その中で、私どもとしては、先ほども申しましたように、市民緑地制度、これができるだけ拡大していこうという努力をこれからもしていきたいと思っておりますし、ある程度守っていくところが点在でもできていけば、大きくそれが覆されるということはありませんので、それは地道に頑張っていきたいというふうに思っています。

今まで回答してきた中では、それとともに、ほかの市の先進事例、こういったものについても研究をしていきたいというふうにお答えをしております。例えば、問題点の一つとしては、先ほど申しましたように、開発許可の制度とかに適合すれば、宅地の安全性とかということで、一定の担保ができていく部分もあります。そういったものから抜けていくものもあるということですので、そういったときに、どういう対応ができるのか、いろいろ他市でも手続的なものを定める条例で、制限じゃなくて手続を定めるということであれば、それは特に要は財産権の侵害とかに当たらないということだと思っておりますので、そういったところでどういう手法があるのかとか、そういった部分を十分に研究しながら、引き続き緑を守ることでは基本的にそういう方向で考えていきたいと思っておりますので、努力をしてまいります。

以上でございます。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 三平一良委員

山梨県が平成27年の11月に、設置をするのに適当でないエリアとか、立地を避けるべきエリアというのを明示しておるんですが、これは今もずっと守られておるのかというのをお聞きしたいなど。

○ 村山繁生委員長

どなたですか。

○ 市川環境保全課長

先ほど山梨県のガイドラインですかね、定められたというところがございますが、現在守られておるのかというお話でしたけれども、まだそこまで、山梨県の状況までは、今現在把握できてございませんので、これからそのあたりも調査していきたいと思っております。

○ 荻須智之副委員長

済みません。先ほど中田さんからイギリスのナショナルトラストのことだと思うんですけど、保全活動が日本にないということでお言葉をいただきました。これ、市民緑地ももったとえ山だけでも緑地として残すというのが縛りで、さっき市が借り上げとか、買い取りをしてしまうしか、私、はっきり言ってこの問題に解決策はないと思っています。規制は難しいということです。財産権があるから。ですので、市民緑地のほうをもっと拡大して、早く地権者と話をしてということをしていただくのはどうかと思うんですけど、ご意見いただきますか。

○ 村山繁生委員長

そのあたりはいかがですか。

○ 川尻都市計画課長

先ほどもご説明させていただきましたが、都市計画課でやっておるまちづくりの構想等、

地域の方々とたくさん意見交換をする場がございますので、可能な限りそういう箇所をふやせるよう努力していきたいと思っておりますし、また現在において、今、実際には市民緑地をやっている方が非常に高齢化しておいて、その維持に苦慮しておるのですが、今年度から市内にある企業さんを訪問させていただいて、ご協力いただけるという声も幾つかいただいておりますので、そういう企業さんの力も借りながら、少しでも広げていけるよう、努力していきたいと思っております。

以上です。

○ 村山繁生委員長

それでは、他によろしいでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、ここで討論に入りたいと思います。

意見表明の方、お願いいたします。

○ 三平一良委員

先ほども申しましたように、県が6月にガイドラインを作成すると、それについては市と協調協議をしていくということも確認できました。条例をつくるということと短期間ではできないということも申しました。ですから、審査期限の延期にさせていただいたらどうかなというふうに思うんですけども。

○ 加藤清助委員

請願に対する態度表明ということで、三平さんは審査期限の延期という表明をされたと受けとめていますが、先ほど来の請願者との趣旨のやりとりだとかという点でも確認してきたんですけど、請願事項の中で、もちろん国や県が動いていくということは、それはそれで大歓迎でやぶさかではないんですけど、その時点でもやっぱり市町の行政がどういうスタンスに立つかということによって県の条例だとかも変わってくるわけで、ここには自治体独自のということで、指導要綱、ガイドライン、条例、ぽつぽつぽつとありますの

で、条例にこだわらずというふうにも読み取れますので、そういう意味で、今の現状の課題と、それから今後の四日市のフィールドを保全していくという関係では、僕は採択に賛成の立場で採択すべきだというふうに表明をさせていただきます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他に。

○ 中森慎二委員

私も加藤さんと同じ意見でして、三平さんがおっしゃることも十分私も理解しているんですが、四日市市としてできることは何かというところをやっぱり、今申し上げたように行政の中でも考えていただく一つの起点にしていただきたいなということも、思いもありますので、採択すべきというふうに思っております。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがですか。

○ 小川政人委員

僕も基本は野方図に今、ソーラーの立地がずっとできていくというのには賛成しかねるということで、何らかの形でこれから規制をかけていかないかんやろというふうに思っています。それは多分国のほうの遅れもあるんやなと思っている中で、やはり何らかのことを考えていかなあかん。

この請願でようわからんのは、すぐにやることは準備も要るんやで、その辺のもしこれから取り組むとしたときに、どれぐらいの時間がかかる、県のを見てからとか、それとも県と一緒にやっていく、県はガイドラインと言っておるんやで、請願の条例とちょっと違うんやけど。

○ 村山繁生委員長

質疑は終わりましたので、意見表明だけお願いします。

○ 小川政人委員

自分の意見だけやんな、質疑が終わったことを聞いておらへんので。そうやで、それをどうしようかなという思いでいくと、迷うておるんや。延期でも、県のを見てから動いてもいいというのと、全然これを採択にするという気はさらさらないので、もっと深めて県の見ながら延期していったほうが、延期して、県の様子を、できるのを待って動いていかないかんのかなと。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがですか。

○ 伊藤修一委員

私もこの請願に、願意に反対するつもりは全然ないんですが、ちょっと先ほどから話が出ておるように、条例なのか、ガイドラインなのかという部分とか、その県との関係という部分とかのいろいろ整合性をとるというか、慎重にもう少し審査も必要ではないかなという気がしておりますので、もしよかったら委員長のほうで計らっていただいて、まず審査期限延期について一応採択をとっていただいて、その後、また採決とかに臨んでいただくというふうにしていただいたらどうかなと思いました。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

もうよろしいですか。

審査期限の延期について、事務局に説明を求めます。

○ 田中議会事務局議事係長

事務局、田中です。審査期限を延期していただいた場合の取り扱いについて、説明させていただきます。

今定例月議会でこの審査期限を延期された場合は、2月定例月議会の場合は、会期の最終日が審査期限の延期の期限になりますので、これは申し合わせによりまして4月28日に

なります。4月28日にまだ結論が出ないようでありましたら、閉会議会において、閉会中の継続審査の申し出をしていただいで、可決された場合、さらに審査が継続になるという形です。そしてまた、県の動向を見ながらさらに審査ということがございましたら、またさらに委員会でお諮りいただいで、再度審査期限の延期を図っていただければという、そのような仕組みになるかと思ひます。

以上です。

○ 小川政人委員

手続的には行けるわけや。

○ 田中議会事務局議事係長

手続的には、可能は可能でございます。

○ 村山繁生委員長

わかりました。一応、継続という意見が出た場合は、審査期限を延期するかどうかについてまずお諮りをしなければならぬということになっておりますので、審査期限を延期するかどうかをまずお諮りしたいと思ひます。

賛成反対じゃなくて、継続するかどうかをまずお諮りしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○ 小川政人委員

審査を継続するかどうか。

○ 村山繁生委員長

採決です。審査期限の延期に対しての採決です。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

請願に対してのマルかバツではなくて、この請願に対して審査期限の延期をするかどうか

かについてのまず諮らなければなりませんので。

○ 諸岡 党委員

だから、流れとしてはまず審査期限の延期を諮っていただいて、例えば賛成多数ならもうそのままその後の採決はとらないと、逆に少数ならば、その後、マルかバツかの採決をするとそういうことですね。

○ 村山繁生委員長

そういうことです。

よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、皆様にお諮りをいたします。

この本件の請願について、審査期限の延期を求めることについて採決をとります。

審査期限の延期をすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○ 村山繁生委員長

賛成多数により、本件について審査期限の延期を求めることに決しました。

[以上の経過により、請願第6号 太陽光発電事業に関する規制を求めることについて、採決の結果、賛成多数により審査期限の延期を求めることに決する。]

○ 村山繁生委員長

それでは、以上のように延期というふうに結論が出ましたので、本件の審査を終了いたします。

請願者の方、お疲れさまでございました。ご退席ください。

もうお昼に近いんですけれども、休憩やけれども、午前中はこれで終わろうか。昼からにしましょうか、じゃ、上下水道局は。理事者もまた入れかえがありますので、じゃ、理事者の皆様お疲れさまでした。

ちょっと時間が早いですが、休憩に入ります。再開は午後1時といたします。上下水道局から入ります。

11:40 休憩

13:01 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまよりは、審査順序に基づきまして、上下水道局の審査を行ってまいります。

まず、事業管理者より挨拶をお願いします。

○ 倭上下水道事業管理者

上下水道事業管理者の倭でございます。上下水道局の審査ということで、よろしくお願いを申し上げます。

この2月定例会議でございまして、当初予算の議案といたしまして4件でございます。

一般会計予算の上下水道局関係分、それから、農業集落排水事業特別会計の予算でございます。それから、水道事業及び下水道事業の予算ということで当初予算4件、それから、一般会計の補正予算を今回上程させていただいております。計、予算議案5議案と、それから条例の改正案1件を今回お願いしておりますので、審査のほうをよろしくお願いしたいと思います。

この後、追加資料について担当のほうから説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

加えまして1点、おわびをさせていただきたいと思っております。

昨日、一般質問におきまして、濁水のホームページへの掲載についてのご質問をいただいて、ご答弁申し上げます。これに関連いたしまして、局として、市民の方に緊急情報

としてホームページに掲載する以上、議会のほうにも、本来でしたらお知らせをすべきだというふうなご指摘をいただきまして、これも、ご指摘のとおり、市民の方に緊急情報ということでお流しする以上、これについても議会のほうにも報告すべきだと考えてございます。配慮が欠けておりまして本当に申しわけございませんでした。

今回、このマニュアルにつきまして見直しをする中で、そこら辺のところを改めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上でございます。本当に本日はよろしくお願ひします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第6款 農林水産業費

第3項 農地費（関係部分）

議案第67号 平成29年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算

議案第70号 平成29年度四日市市水道事業会計予算

議案第72号 平成29年度四日市市下水道事業会計予算

○ 村山繁生委員長

ここからは、予算常任委員会都市・環境分科会として、議案第61号平成29年度四日市市一般会計予算に係る上下水道局所管部分と議案第67号平成29年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算、議案第70号平成29年度四日市市水道事業会計予算、議案第72号平成29年度四日市市下水道事業会計予算の四つの当初予算審議の審査を行ってまいります。

まず、追加資料のあったものについて説明を求めますが、委員の皆様にお知らせしますが、けれども、きょうは一日、タブレットの操作についてのスタッフが1人来ておりますので、もしわからないところがあればスタッフにお聞きくださいませ。

それでは、説明を求めます。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田でございます。よろしくお願いいたします。

タブレットのほうにつきましては、コンテンツ一覧のところがございます、05、都市・環境常任委員会をお願いいたします。05、都市・環境常任委員会。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

当初予算は、じゃ、違いますね。都市・環境常……。

(発言する者あり)

○ 内田経営企画課長

よろしいですか。05、都市・環境常任委員会。そこをあげていただきますと、次に、一番上に、01、平成29年2月定例会議会というのが一番上に出ているかと思えます。それを押していただきまして、そうしますと、一覧がずらっと……。

○ 村山繁生委員長

その02番ですね。

○ 内田経営企画課長

はい。

○ 村山繁生委員長

その02番の上下水道局。

○ 村山繁生委員長

そうそう。当初、補正、一般議案というやつです。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

上は002。下の02列のほうです。

○ 内田経営企画課長

今、一覧が出ておるかと思います。

○ 村山繁生委員長

当初・補正予算・一般議案と、書いてありますけど。よろしいでしょうか。

○ 内田経営企画課長

よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

いいですか。

○ 内田経営企画課長

今、一覧が出ておりました、よろしいでしょうか、上から言うと、02_上下水道局（H29当初・H28補正・一般議案というのを押していただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

大丈夫ですか。

○ 内田経営企画課長

そして、画面のほうは、予算常任委員会都市・環境分科会資料、追加資料というのが出ているかと思いますが、こちらのほうに、画面のほう、触れていただきますと、上のところに19分の1という形で画面表示のほうを、ページ数、記載させていただいております。このページ数に基づきまして、ご説明のほうをさせていただきます。

○ 村山繁生委員長

追加資料、19分の1という画面があると思いますが。じゃ、お願いします。

○ 内田経営企画課長

よろしいでしょうか。

1枚おめくりいただきまして、目次のほうでございますけれども、追加資料5点につきまして、1、予算編成における見直し事項について、2、供給単価と給水原価について、3、朝明水源系の更新事業について、4、水道施設の耐震化について、5、マンホールカードについて、この順番で説明のほうをさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、19分の3をお願いいたします。

1、予算編成における見直し事項につきまして、平成27年度決算の審査におきまして、支払利息及び企業債取扱諸費の不用額が多いとのご指摘をいただきました。

平成29年度予算編成での見直し事項といたしましては、企業債利息につきまして、予算編成時点における地方公共団体金融機構の借入利率、こちらに0.3%を上乗せして予算計上をしておりましたが、平成29年度予算におきましては、0.3%を上乗せせず、予算編成時点での借入利率0.5%として計上のほうをいたしました。

借入利率に0.3%を上乗せしなかったことによる影響額といたしましては、水道事業会計では215万1000円の減、下水道事業会計では1364万2000円の減でございます。

1枚おめくりいただきまして、19分の4をお願いいたします。

2、供給単価と給水原価につきまして、(1)供給単価と給水原価の関係性につきましては、供給単価は1^m3当たりの売価で、給水原価は1^m3当たりの製造原価であり、市場原理における売価と製造原価の関係にございます。民間企業においては、製造原価の増減に伴って売価も変動いたします。一般の市場原理と同じ考え方をすれば、供給単価と給水原価についても同じ関係でございます。

(2)供給単価と給水原価の推移につきまして、過去5年間の推移につきましては表に記載のとおりでございますが、平成25年度から平成27年度までにつきましては決算値を、平成28年度につきましては決算見込み値を、平成29年度につきましては予算値を計上してございます。

供給単価につきましてはほぼ横ばいで推移してございますが、給水原価につきましては、

平成27年4月の県企業庁の受水単価見直しに伴い大幅に改善したものの、減価償却費や退職給付費等の増に伴い、増加傾向にあります。

原価回収率につきましては、平成27年度以降、減少傾向にあります。

供給単価と給水原価、原価回収率の算式につきましては記載のとおりでございます。原価回収率につきましては100%以上が望ましいとされております。

(3) 水道料金の考え方につきまして、収益的収支と資本的収支を総合的に考える必要があり、収益的収支で生じる利益分につきましては、資本的収支不足額を補う内部留保資金となります。資本的収支におきましては、今後も、経年管の更新や施設の耐震化などにより多額の投資費用が見込まれており、資本的収支を賄う内部留保資金が減少することから、徐々に経営は厳しさを増していくと見込んでおります。このような状況から、できる限り現行料金体系を維持してまいりたいと考えております。

なお、給水収益につきましては減少傾向にありましたが、今年度に入り、前年度比横ばいになるなど、これまでと異なる水需要の変化が見られますことから、今後も水需要の動向に注意してまいりたいと考えております。

1枚おめくりいただきまして、画面表示19分の5をお願いいたします。

参考といたしまして、収益的収支及び資本的収支推移につきまして、グラフを添付させていただきます。

上段の収益的収支の推移につきまして、利益の推移を折れ線グラフで示させていただいておりますが、減少傾向にあります。下段に、資本的収支の推移につきまして、内部留保資金を折れ線グラフで示させていただいておりますが、こちらにつきましても減少傾向にあります。

なお、この収支推移につきましては、現状における見通しでございます。現在策定中の第3期水道施設整備計画、こちらによりまして見直しのほうを行ってまいりたいと考えております。

1枚おめくりいただきまして、19分の6をお願いいたします。

3、朝明水源系の更新事業につきまして、(1) 経緯についてですが、朝明水源系は、拡大する給水人口と水需要に対応するため、第2期拡張事業及び第3期拡張事業にて順次整備をしてまいりましたが、朝明水源系は原水のマンガン含有率が高く、朝明4号井がマンガンの水道水質基準を超えたため、平成20年から取水を休止しております。現在、安定的な水質を確保するため除マンガン施設を建設しており、平成30年4月からの稼働を予定

しております。

各井戸の経緯につきましては記載のとおりでございます。

(2) 取水井更新計画につきましては、朝明水源系の取水井は、供用開始から45年以上が経過しており、井戸の構造は底面部より取水する形式であります。その取水部分は、目詰まりにより取水能力が低下してきていることから、取水井を更新し、継続的に安定した取水を行ってまいります。

恐れ入りますが、3枚おめくりいただきまして、19分の9をお願いいたします。

下の図の断面図でございますが、左側が既設で、右側が新規となるものです。

取水形式が、左側の既設では、図のように、井戸の底部から地下水をくみ上げる形式のため、経年により底部に砂などが堆積して目詰まりを起こし、井戸の能力が低下しております。右側の新規につきましては、目詰まりがしにくい側面からの取水する形式となっております。

再度恐れ入りますが、3枚お戻りいただきまして、19分の6をお願いいたします。

(2) 取水井更新計画は表のとおりでございますけれども、朝明3号井につきましては、取水能力の低下は認められなかったことから、既設の井戸を継続して使用してまいります。朝明2号井及び4号井の工事概要につきましては記載のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、19分の7をお願いいたします。

朝明水源系の取水井の位置図を記載させていただいております。

1枚おめくりいただきまして、19分の8をお願いいたします。

朝明2号井の配置図と断面図を記載させていただいております。下の断面図につきましては、先ほどご説明させていただきました朝明4号井と同じ形式でございます。

1枚おめくりいただきまして、19分の9をお願いいたします。

こちらのほうに朝明4号井の配置図と断面図のほうを記載させていただいております。

1枚おめくりいただきまして、19分の10をお願いいたします。

4、水道基幹施設の耐震化につきましては、耐震補強の考え方、基本方針でございますが、平成7年の阪神・淡路大震災を契機といたしまして、厚生労働省の地震対策に関する調査報告書に基づいて、平成8年に、建築物200㎡未満を除く水道施設の耐震診断を実施し、耐震化が必要な施設につきましては、第1期及び第2期水道施設整備計画により耐震化を進めてまいりました。

さらに、基幹施設の耐震化を計画的に進めるため、第3次推進計画に位置づけて事業の

進捗を図ってまいります。

水道基幹施設の耐震化の状況につきましては表のとおりでございますけれども、基幹管路における耐震化の対象距離、表の左から二つ目になりますが、対象距離といたしましては4万4523mで、平成28年度末見込みの耐震化施工済みは2万6763mでございます。第3次推進計画では、1万1185mの耐震化を予定しております。

水管橋につきましては、落橋防止による耐震化対象数は40橋で、28年度末見込みの耐震化施工済みは36橋でございます。

重要ルートの橋脚等の耐震化対象数は9橋で、平成28年度末見込みの耐震化施工済みは1橋でございます。第3次推進計画で8橋の耐震診断を予定しております。

配水池の耐震化対象数は16池で、平成28年度末で16池全て耐震化を完了する見込みでございます。

取水井の耐震化対象数は8井で、平成28年度末見込みの耐震化施工済みは2井で、第3次推進計画で6井の耐震化を予定しております。

200㎡以上の建築物の耐震化対象数は1棟で、平成28年度末で耐震化を完了する見込みでございます。

なお、第3次推進計画後の残事業につきましては、第3期水道施設整備計画にて整備予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、19分の11をお願いいたします。

5、マンホールカードにつきましては、(1)本市のデザインマンホールにつきましては、平成2年から採用しており、図のとおり、雨水用、汚水用、合流用の3種類でございます。

(2)マンホールカードにつきましては、マンホールカードは、下水道のPR団体であります下水道広報プラットフォーム、事務局は公益社団法人日本下水道協会でございますが、こちらのほうが企画し、地方公共団体と共同で作成するカード型の下水道広報アイテムでございます。

平成28年4月に第1回が発行され、これまで109自治体、120種類が作成、配布をしております。

下水道広報プラットフォームが定めました配布時におけるルールにつきましては、1種類のカードにつき、配布場所を1カ所と原則とする。イベント等で配布する場合につきましては例外的に可とすると。直接本市に来訪した人に必ず手渡しで無料配布をする。1人に複数枚の配布は不可とすると定められております。

(3) 今後の予定についてですが、第5回目の発行がこの平成29年8月にございます。それに合わせまして3種類、各2000枚の申請を行う予定で、予算額は11万4000円を計上しております。

下水道広報プラットホームが1回当たりに作成するカードは全国で40種類で、申請数が予定数を超えた場合につきましては、同事務局が地域バランスを考慮の上、作成対象を選定いたします。

配布場所は、3種類の場合、上下水道局、そらんぼ四日市、四日市環境協会を予定しております。

1枚おめくりいただきまして、19分の12をお願いいたします。

参考といたしまして、平成28年8月に発行の和歌山市、平成28年12月発行の松阪市のデザインを添付させていただいております。なお、右側にございます裏面の右下にございますQRコード、こちらを読み込みますと各自治体のホームページにつながる形になっております。

追加資料の説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。追加資料の説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより、ただいまの追加資料をも含めまして、この4議案を一括して質疑に入りたいと思います。

質疑のある方は挙手の上、ご発言ください。

○ 加藤清助委員

今の追加の説明と。

○ 村山繁生委員長

ええ、追加の説明。さきの議案聴取会であった当初予算の常任委員会のほうの部分と。この4議案ですね、要するに。61号、67号、70号、72号に関して質疑をお願いいたします。

ですから、タブレットのほうは、まださきの常任委員会の資料も要るかとは思いますが。それか、今もう開いてもらっていますので、この追加資料の部分についてのを先にしまし
ようかね。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、どうぞ。

○ 加藤清助委員

今、追加資料の説明を受けた中で、数点だけちょっと教えてほしいというか、確認なんですけど、19分の4の一番下、(3)水道料金の考え方についてというのを最後、まとめてもらっていますよね。その一番下に、なお給水収益については減少傾向であったが、今年度に入りこれまでと異なる水需要の変化が見られると言うんやけど、今年度に入ってこれまでと異なる水需要の変化って何なの。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長、内田でございます。

今までにつきまして、給水収益は毎年減少してございました。今年度に入りまして、上半期部分につきましては減少しておりましたが、下半期に入りましてから、若干その減少幅が小さくなる。今年度見込みでいきますと、昨年横ばい、もしくは、若干、数百万の増となるという見込みで、水の需要のほうが今まで減少であったのが、横ばい近くに変わってきたというところの部分の中で、今後、この水の動き、需要に対して注視してまいりたいということでございます。

以上です。

○ 加藤清助委員

だから、今までは大体、人口も減ったり、節水だとかで減ってきておるという説明、何回か受けておったよね。それが横ばいというか、戻ってきたというのは、別に人口が……。経済活動なの。人口じゃないし、水の機器でもないだろうし、だからそれを聞いておるのやけどな。その収益の云々かんぬんじゃなくて。その変化の要因というふうに見ておる、分析しておる部分は何なのって。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田でございます。

まず、今でございますと、人口減少、節水機器の普及等による減少をしてきておると。これにつきましては、今年度もそういう見込みをしてございました。

これが、下半期に入ってから、昨年度の下半期で減ってきておる。今で言いますと、節水機器と人口減少という影響を考えておりましたけれども、今年度下半期の数値だけを見ますと、いわゆる節水機器等の普及の部分でありますとか、その辺のところがいわゆるどん底になってきたのかなと。この辺のところについては、具体的にどこに原因があるかというのは、今後、その部分につきましてはちょっと分析のほうをさせていただきたいと思っております。

今の状況でありましたら、今までから減少を全てしてきておったのが、今年度に入ってから、上半期であれば減少幅が少なくなってきた。下半期につきましては、前年度よりも若干ふえたというような動きをしてまいりましたと。その辺のところの分析につきましては、今後、どういうことが原因であるかということも分析をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○ 加藤清助委員

だから、減少として底かなという感触ということですよ。

○ 内田経営企画課長

はい。

○ 加藤清助委員

あと、続けてもいいですか。

○ 村山繁生委員長

どうぞ。

○ 加藤清助委員

19分の6、朝明水源系の更新事業についての経緯と計画、真ん中にあるんですけど、そうすると、さっきも井戸の底からを横からにとかいう、構造を変えるという話での更新もお聞きしたんですけど、この19分の6の(2)に、更新計画の一覧表に取水量認可値というのがあるんですけど、そうすると、これは先ほど、これまでも含めて、今後も含めて取水井の更新事業をやっていくとこの取水量が確保されるということなのか。もともとがこれだけ取水量があったのが、今、その減少しておるってどれだけ減少しておる表はないんですけど、どの程度減少しておって、回復されて、認可値というのはよくわからんけど、これになるというふうに読み取ればいいのかどうか、教えてください。

○ 堀木施設課長

施設課長の堀木です。

まず、認可値につきましては、例えば10年間という期間の中で、厚生労働省に届け出ている数値なんですけど、その最大値ということで表示をさせていただいております。

傾向なんですけれども、取水量全体がというお話ではなく、水そのものは地下水としてはあるんですけれども、その井戸の能力、先ほど図で申し上げておりましたように、下からとっておるという関係で、下の砂利の部分にごみといいますか、砂なんかたまっておりまして、これから出てくるスピードがだんだんと遅くなってきているということで、回復する能力がどんどん落ちてきているということで、もう井戸そのものの能力が低下をしてきているという観点から、井戸を更新していくものなんです。

その落ち率、この水位回復の時間が非常に長くなってきているというところがございます。

以上です。

○ 加藤清助委員

だから、水系としては、死んだり、減少しておるということはないということなのね。取水能力として落ちておるということですよ。

○ 堀木施設課長

施設課長、堀木です。

おっしゃるとおりで、井戸の能力として低下をしてきておるということでございます。

○ 加藤清助委員

この表は取水量認可値は、先ほどの説明で言うと、どこか厚生労働省か何かに届けた最大値が、これが認可届け、認可を受けた数値なんですか。

○ 堀木施設課長

はい。最大値で厚生労働省のほうに届け出をさせていただいておる数値でございます。

○ 加藤清助委員

それで、四十何年経過して能力が低下してきたという、その低下してきたレベルはどこぐらいなんです。

○ 堀木施設課長

取水水位というのがございまして、19分の8をちょっとごらんいただいでよろしいでしょうか。

その断面図って書いてある下の図をちょっとごらんいただきたいんですけども、この青い井戸、例えば既設の井戸の中で、例えば口径5.0mって書いてあるところの大きな井戸をちょっと見ていただくと、まず、水位の頭にW. L. って書いてある、これ、ウォーターレベルを指しているんですけど、井戸の水は、ここまで回復してきて取水をしていくというような井戸の水のとり方をしておるんですけども、これ、ポンプで引き上げでくみ上げていきますので、だんだんだんだんとくみ上げていくと、こう、落ちてくる。

よろしいでしょうか、済みません。

落ちてくるということで、これがまたずっと落ちてきますと、このポンプが吸い込めなくなってしまうレベルになってしまいますので、それがまたずっと回復してくる。この速度がだんだん遅くなってきておるということでございまして、その水位低下という関係のお話になります。具体的な数字ですね。

○ 加藤清助委員

だから、最初の19分の6の取水更新計画は、供用開始から45年以上が経過して、さっきのお話のように、水系は大丈夫なんやけど、井戸のところにたまってくる能力が落ちてき

ておるといふふうに言われるんやけど、落ちてきておるといふのは、目測で落ちてきておるといふ話なのか、データ数値的に、ここにある取水量認可値との比較であらわして、客観的に見れるものというのではないけどという意味なの。

○ 堀木施設課長

水位的には、ざっとですけれども、表から2割程度の低下が見られてきていると。これも、今後このような状況でだんだん進んでいくという予測のもとの中での考えでございます。

○ 加藤清助委員

だから、その2割というのは、どうやって2割って、大体って言うの。

○ 中村技術部長

朝明2号井のところでございますけれども、平成23年の9月のデータを見ますと、水位が2mでございました。このウォーターレベルというところでございます。それが、平成28年の9月1日時点では1.5m近くまで下がってきております。だから、だんだんだんだん下がってきて、これが続いていくとエアをかんだりという形になってまいりますもので、そういった中で、今の時期にかえていかんと、いざとなったときに間に合わんという形になります。

以上でございます。

○ 加藤清助委員

大体わかってきました。

○ 村山繁生委員長

関連、三平委員。

○ 三平一良委員

これ、見せていただいておりますと、1号から3号は取水しておったんやね、ずっと。それで、4号だけ休止して、今度再開するということと理解をします。

新規の工事をしてやるということですが、1700m³が再開をされるということですが、こ
こだけ水質基準が上がっておったということ。この4号だけ。

○ 堀木施設課長

朝明水系そのものは、この四日市の特徴、水系の特徴の中ではマンガン含有率が非常に
高いというようなところがございます、特にこの4号が非常に高い値を示したというこ
とで、平成20年当時でございますけれども、基準値、水道のほうの基準値でいきます、水
道水質の基準値でいきますと0.05の基準値なんですけど、これを超えてきて、0.07とか、
0.08とかといったような数字、もう基準値を超えているような数値でもありましたもので
すから、その時点では井戸を停止させていただいたということでございます。

○ 三平一良委員

そうすると、この四つのうちでここだけだめやったということなんですが、今度再開を
するということですが、設備をして再開をする価値がこの1700m³であるのかなというのを
思うんですけど、その辺は、費用対効果というのはどんなふうに見られたんですか。

○ 堀木施設課長

施設課長の堀木です。

やはり自己水の確保という観点から、井戸の再開ということを考えてございます。

○ 三平一良委員

そうすると、これ、2号と4号だけ、図には2号と4号だけ示してもらってあるのやけ
ど、1号と3号も工事をやられるということなんですか。

○ 堀木施設課長

施設課長の堀木です。

1号につきましては、平成30、31年で取水井の更新工事を行います。3号につきましては
は、今、取水能力、先ほどの2号のような低下が見られてございませんので、そのまま使
用していく予定でございます。

○ 三平一良委員

なるほど。

これ、朝明水源系で自己水の割合はどのぐらいなんですか。この四日市市で。

○ 村山繁生委員長

全体……、朝明水系だけで。

○ 三平一良委員

うん。朝明水系がどのぐらい占めておるのかというの。

○ 村山繁生委員長

自己水のうち、朝明水系だけの割合ですか。

○ 中村技術部長

四日市市全体で、自己水と県水で、自己水のほうが約6割、県水が4割という形でおるんですけれども、自己水のうち、朝明水源系は18.8%になっております。

○ 三平一良委員

それから、この施設の近所に、産廃の前に水道の施設があるように思うんやけどさ。

大矢知の。

○ 伊藤修一委員

タンクか。

○ 三平一良委員

タンクもあるんやけどさ。あれはこれには含まれていないんやけど、何をされているんですか、あれは。地図で載っておらん。

○ 若林技術部次長兼水道建設課長

大矢知の関係、てっぺんですよね。平津新町と……。

○ 三平一良委員

大矢知新町のところにあるやつ。

○ 若林技術部次長兼水道建設課長

そうですね。あれは配水池といいまして、例えば、こことは違うんですが、井戸から取水した水を一旦、朝明ですと小牧の水源池へ送る。そこから配水するために山の上へ送っているんですね。そこから自然の力で各家庭に配水をさせてもらおうと。供給するためのタンクということでございます。

○ 三平一良委員

稼働しておるのやね。

○ 若林技術部次長兼水道建設課長

もちろんでございます。

○ 三平一良委員

何か廃墟みたいになっておるでさ。稼働しておるのや。わかりました。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。追加資料のことで。

○ 小川政人委員

これ、県水は、まだ金額いっぱい買うておらへんのやろう。

○ 中村技術部長

県水については、木曾川、長良川、三重用水と三つございますけれども、基本使用量という、責任水量というのがございますよね。そういったところが、足かせと言ったら怒られますけれども、そういう約束があるところは長良川と三重用水なんですけれども、そこは、その責任水量になるべく近いようにぎりぎりのところで抑えているんですよ。それ以

上いくともったいないというのもございまして。

もう一つは、木曾川水系は責任水量がございせんもんで、その中でなるべく抑えていく。先ほども、朝明水源系は木曾川の水系で水をとっておりますもので、自己水を戻していけば、県水のほうが減ってくるという形にもなってくるということでございます。

○ 小川政人委員

前、聞いておった話やったけな。契約上も、かなり低い水量しか使っていないと思うておったけど、違うんやな。三重用水が。

○ 中村技術部長

使用料という部分でいきますと、責任水量というのがございせんもんで、それは、使っても使わなくてもお金は払っていかなあかん。そういうことになれば、なるべく責任水量に近いところのちょっと上でとっておるほうが我々としては得なわけですよ。それよりふえていけばもったいないですから。そういうようなところでしておる部分はその長良川と三重用水でございまして。

木曾川水系については、そういうお約束がございせんもんで、なるべく減らせるものやったら減らしていこう。ただ、必要な部分は頂戴せなあかんもので、そちらの部分は取水していくという形でやっております。

○ 小川政人委員

三重用水は契約水量があるわけ。

○ 中村技術部長

三重用水につきましては、責任水量が2万7170m³/日という立米がございまして。これ、ちょっと過去の例ですけれども、取水しておるのが2万8422m³/日とかいうようなところで、ぎりぎりでも取水しておるといようなこととございまして。

○ 松久経営企画課課長補佐

先ほどの件なんですけれども、三重用水の契約水量の65%が責任水量となっております。で、三重用水の場合は50%が責任水量となっております。

○ 小川政人委員

わかった。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。この追加資料の部分について。

追加資料の部分についてはよろしいでしたか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、追加以外の予算常任委員会の部分の部分で、ページをまた違うやつを見てもらわなあかんでな。予算常任委員会で2月定例会議会当初予算資料部局別というやつでいいんやね。

○ 小川政人委員

002でええの。

○ 村山繁生委員長

いや、違う違う。予算常任委員会、これやね。これの17番やな。17番の上下水道局、当初予算、平成29年度当初予算の予算常任委員会資料です。ここに、議案61号、67号、70号、72号が全部。149ページ物です。

○ 諸岡 覚委員

一番最初、どのフォルダーでした。

○ 村山繁生委員長

一番最初は、コンテンツ一覧から。予算常任委員会。

○ 内田経営企画課長

いきますと、06、予算常任委員会。

○ 小川政人委員

61、67、70、71……。

○ 村山繁生委員長

そうそうそう、それです。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

予算常任委員会の17番。よろしいでしょうか。

じゃ、この4議案で質疑をお願いします。いや、もうある程度調べてもろうてきているのかなと思って。

○ 伊藤修一委員

貸倒引当金の不納欠損の見込みやけれども、水道事業会計と下水道事業と両方とあると思うんやけれども、ことしというか、来年度の見込みは、大分、金額の、上水道は結構大きいしね。どういうふうな想定をされて、そういう不納欠損に上げてみえるのか、少し説明をいただけたらなと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 村山繁生委員長

できますか。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田でございます。

まず、貸倒引当金として予算計上をさせていただいておるものにつきましては、この平成29年度予算に対しまして、直近での不納の欠損率、これを掛けたものを引当金としてまず計上してございます。

もう一点のほうは、地方公営企業法の改正になりまして、来年は、5年前のもの、平成

24年度分になりますが、こちらのほうで徴収不能となったもの、これにつきまして平成29年度末で不納欠損処分となりますので、その分につきましては、現時点の部分について、現在入ってきていない未収部分、その部分を計上させていただいております。

以上でございます。

○ 伊藤修一委員

率を掛けるのと、それと、平成24年度でもう既にあかんという、そういうふうな意味やと思うんやけれども、金額的に、大口の欠損口というか、小さいものの細かく積み立てた金額がこういう額なのか、それとも、大口で、大きなやつで不納欠損されておるのか。ちょっと蔵の中身はどうなの。

○ 飯田お客様センター所長

お客様センター所長の飯田でございます。

平成24年度の賦課したものについての欠損の引き当ての中身についてご質問いただきました。

内容は、まだ現在精査もしておるところですが、その多くはやはり小口、一般の方々の滞りの部分というのが多いような印象でございます。とりわけ大きな、事業系の大口の滞納といったもので欠損を予定しているというものは、現在のところ、特に見当たりません。

以上です。

○ 伊藤修一委員

小口の積み重ねた金額が今回、予算で一応上げているということだと思っんですね。そうすると、下水道は、ちょっと、金額的には300万円ぐらいだからあれやけど、上水の1300万円って、それも小口のあれを積み上げた金額なんやろうか。

○ 飯田お客様センター所長

上水のほうも、今、委員お尋ねいただきましたとおり、ほぼほぼ小口のものの積み上げということでございます。

ちなみに、平成29年度は、この水道につきましては、いわゆる平成24年度の滞りのものについては約1360万程度と見積もっておりますけれども、平成28年度も、ほぼ同額ぐらい

で積算はさせていただきます。

○ 伊藤修一委員

5年前の分が、もう仕方がないから欠損していくということで、そうすると、ことしも来年も、一緒の額だけずーっと、これ、欠損していくということが今言われておるんやと思うんよね。

そうしたら、1300万円、ことし、来年も1300万円、その次もひよっとすると同じ額という、もうそうすると、これ、みんな小口みたいな感覚で考えると、結構、累積で5年間で大きな金額が、掛ける5をただけでも、結局、すごい金額が不納欠損でたまっておるということを言うてみえるのと違うやろうか。

○ 飯田お客様センター所長

水道事業が、例えば、平成29年度の当初予算で収入見込みとして上げさせていただいておりますのが約70億円でございます。そのうち、賦課してから5年を経過して、頂戴できないというものの見込みが、この貸し倒れ引き当てというところに出てくるわけなんです。内容的には、ただいま説明させていただき、小口のものが多くというふうに考えています。

もちろん、この金額自体がこの額のままでいいということではなくて、その欠損に至るまでの間に、賦課をしてから5年間の間に極力お支払いをいただくようなことで、徴収の努力をしていくことが肝要であるというふうに考えておりますので、ここは、滞納が発生してから早いうちに、小口の方についても手を打って、なるべく早くお支払いいただいて、結果として、この貸し倒れ引き当てに当たる部分が年々減らしていけるようなことで、努力はさせていただきたいというふうに考えております。

○ 伊藤修一委員

大体理解はさせていただきますけれども、やはり初期対応が一番大事な部分やと思うんですね。だから、5年たって、これはもうほっておくと、これで落としていけるんやというふうなことではなくて、やっぱり初期対応で、どれだけ顧客の方や利用者の方にアプローチできるかということに力を入れていただきたいと思いますし、ある程度、その目標設定というかね。毎年毎年同じことかわかりませんが、毎年の中で、一応これだけはきち

っと対応するという、目標設定なんかもしっかり管理していただいて、できるだけ累積して5年に行かないような努力だけ、お願いしたいと思います。

委員長、とりあえずはいいです。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○ 小川政人委員

欠損もそうなんだけど、まだ料金を取れるのに取りに行っていない部分って、結構、大口とか、あるのと違う。水道料金にしても、それから下水道使用料にしても、あるのと違う。

10年くらい前にもその話をしておって、しておる間に、今度は雨水の未接続が見つかって、いっぱい料金を取っていなかったというのがあったんやけど、ちゃんとやっておるのかな。そのことはもう忘れ去られておらへんの。

○ 村山繁生委員長

今の話で、大口はないという話でしたけれども。どうですか。

○ 飯田お客様センター所長

料金の賦課をさせていただいたものについては、徴収努力はさせていただいているところがございますが、今、小川委員のご指摘がありましたような、さらに、水道料金、あるいは下水道使用料として、徴収対象に入れることができるところがあるのかないのかというようなところについては、これは、増収策といったところともリンクしますもので、研究していきたいというふうに考えております。

○ 小川政人委員

研究するまでもない。わかっておるやろう。ええかげんなことを言うな。わかっておってやっていない。サボタージュしておるのと違うのか。10年くらい前は一生懸命やった子もおるし。それでもやっていない。何を言っておるか、わかっておるやろう。

例えば、大量に業務用で井戸水を使っていて、水道使用量のメーターでいくと、下水に流さんと雨水に流しておって、下水道料金も取っていないとか。そんなの、あるんやろう。ないの。

○ 村山繁生委員長

どうですか。

○ 小川政人委員

前の汚水の発端はそれやったと思っておるのやけど、それで汚水の未接続が見つかって、ずっと探したらいっぱいあったという話やったわな。いろいろあったのかな。

○ 飯田お客様センター所長

済みません、現時点では、今、小川委員がご指摘いただいたような事案というのはないというふうな認識を私自身は持っておりますけれども、再度、漏れがないか、精査はさせていただきますと思います。

○ 小川政人委員

あったらやめるか。ええかげんなことを言うなよ。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 三平一良委員

先月、メーターやったかな、メーターの不祥事か何かで報告を受けたんですが、委託業者の選定に間違いがあったんやなという、ないかという声があるのね。

○ 村山繁生委員長

三平委員、水道メーターの交換漏れについてのことですか。

○ 三平一良委員

うん。

○ 村山繁生委員長

それ、また後の協議会でやりますので。

○ 三平一良委員

あっ、そうなの。いやいや、委託業務の一覧表という欄があるので、ええのかなと思って。また、それじゃ。

○ 村山繁生委員長

また協議会で、また、それ、特化してやりますのでお願いします。

他にいかがでしょうか。

○ 加藤清助委員

なれていないもので、探すのが何か。皆さん、探してくださいね。

149分の5ページで、一般会計予算の歳入歳出の欄が出ていて、増減も出ている表があるんですけど、歳出と歳入を見ていて、下のところで、合併浄化槽の設置費補助金というのが、増減でいくと528万円ぐらい減っているんですよ。

今までずっと、これ、補助金で、国補助、県補助でやってきていると思うんですけど、もう予算で減らしても対応できる状況になっておるもので、減らした予算になっておるのかというので一つあるのですが、ちょっと読み取れないもので、下の促進事業を見ても、交付する補助予定基数243基、前年とか、最近のがよくわからんもので。どうなんですかね。

○ 荒尾生活排水課長

生活排水課長の荒尾です。

この浄化槽の設置件数というのは、いわゆる新築補助と、単独浄化槽とかくみ取りから合併浄化槽にかえるという転換補助という2種類がございまして、その多くは新築補助のほうになっておりますが、この新築補助というのは、住宅の新規着工件数ともうほとんど傾向としては一緒でございます。

公共下水の中では、下水道、当然公共下水につながんですけども、合併浄化槽のエリ

アでは、今は合併浄化槽にかえるというのが法律で決まっておりますので、ほとんどの住宅新築件数と同じような伸びを示しております。

ただ、ここ数年、減少傾向。三重県四日市市内の新築着工件数というのが、減少傾向でございます。それに倣ってというか、それに比例して同じように、合併浄化槽の件数も若干ここ数年減少傾向であるというのは、私どもで解析した、分析した結果でございます。

以上です。

○ 加藤清助委員

分析した結果という割には、数字が出ておらんもんで聞いておるのやね。

補助の予定基数は、243基が、新年度予算の予算計上のもとでしょう、データは。だから、あなたがおっしゃったように、公共下水道区域じゃないところの新築着工件数が年々減少しておると言うんでしょう。それは、何をもって減少しておるといふふうに見て、この予算を組んだのかということを知っているんですよ。

○ 荒尾生活排水課長

済みません、ちょっと説明不足で申しわけありません。

あと、もう一点、来年度の設置件数を想定した根拠といたしましては、ここ数年減っておるものの、今年度当初に、市街化調整区域での家を建てるというので規制が緩和されたことも、それが引き金になって、来年度以降は、市街化調整区域での新築件数も、若干ではあるものの、ふえていくのではないかなというふうなことを想定して、来年度の予算要求をさせていただいておるところでございます。

○ 加藤清助委員

来年度というのは。

○ 荒尾生活排水課長

平成29年度の。

○ 加藤清助委員

この243基分のね。

○ 荒尾生活排水課長

はい。

○ 村山繁生委員長

建築がふえるだろうという見込みであれですね。

○ 加藤清助委員

だからふやしたのがこの243基という予算なの。

○ 荒尾生活排水課長

説明不足で申しわけございません。

来年度、平成29年度の新築補助としましては193件、それと、転換補助としましては50件を想定しております。新築補助については、先ほど申し上げましたように、住宅の着工件数とほぼ比例しておるんですけれども、ことしは176件でございます、平成27年度の新築件数は193件でございますので、来年度は、平成27年度並みに戻るのではないかと、いうふうに想定してございます。

○ 内田経営企画課長

済みません、説明の補足をさせていただきます。

まず、この243基の部分につきまして、平成29年度予算は、新築193基、転換50基という内訳になってございます。

まず、新築の193基の見込み方法でございますけれども、先ほど荒尾が説明しましたが、まず平成26年度の新築実績が211基、平成27年度が193基、平成28年度の見込みが176基ございます。この辺のところ、減少の変動もございますもので、この3カ年の平均したもの、これはちょうど193基になりますので、これを193基ということで予算のほうを計上させていただきました。

転換のほうにつきましても、平成26年度51基、平成27年度40基という状況でございますので、こちら平均の50基という形の部分で、予算のほうにつきましては、合わせまして243基という形で計上のほうをさせていただきます。

説明は以上です。

○ 村山繁生委員長

3カ年の平均ということですね。

○ 加藤清助委員

わかりました。その根拠の基数の設定がね。それで理解できるんですけど。

もう一つ、いいですか。

○ 村山繁生委員長

どうぞ。

○ 加藤清助委員

農業集落排水事業特別会計予算のほうの149分の6ページを見ていて、これも歳入歳出の前年度の当初予算との増減比較表が載っていて、上のほうの歳入で、県補助金が1200万ぐらい減っていて、増減率が60%の減なんですけど、この背景は、要するに、県補助の農水の集落排水の事業が一段落したあおりなのか、何なのかなと思って。前段で、農集のところの方針のところにもあったけど、ちょっと読み取れないもんで。

別個で、農集の排水事業は、別の最適整備構想のストックマネジメント計画の1490万円が上がっておるでしょう。それとは直接、この減額、60%減の県補助とは関係ないのかなと思いながら、その両方の関係と、最適整備構想って初めて出てきているストックマネジメント計画の1490万円は何をしようという。構想を策定するのに1490万円かかるのかなと思いながらお尋ねするんですが。

○ 内田経営企画課長

まず、済みません、最適整備構想、これにつきまして、総務省のほうから策定するように要請をされておるものでございます。

まず、金額面のほうなんですけれども、これで、県補助金のほうでございしますが、昨年度が2000万円、今回800万円ということで、1200万円減少になっておると。まずこの最適整備構想を策定する前に、今年度につきましては、その最適整備構想をする前の機能診断

をしております。こちらのほうの機能診断の部分の対象部分となりましたのが、県の補助金が2000万円になりましたと。

この機能診断につきましては、1 処理区が200万円が上限となっております。この最適整備構想につきましては、1 構想が800万円が限度という形での県からの補助金でございます。まず、この部分が昨年度との違いになります。

最適整備構想につきましては、いわゆるアセットマネジメントになるんですが、現在12地区ですね。その分につきまして、今後どのような形でいくかというところの部分、機能診断と今後のアセットの部分ですね。その部分を策定いたしまして、その対策の工法の選定であるとか、実施時期とか、こういうものを組み合わせまして、全施設を横断的に、あるいは経済的な更新計画を策定するというものでございます。

説明は以上です。

○ 加藤清助委員

そのアセットマネジメントをその最適整備構想というのは、12地区ぐらいありますよね。これで、僕、四日市の農集のところって、大体、面的な整備って終わってきたんじゃないかなと思っておるのやけど、そうすると、今度の最適整備構想というのは、その維持管理をメインのストックマネジメント計画という理解でいいんですか。

○ 松久経営企画課課長補佐

先ほどの、委員おっしゃった最適整備構想ですけれども、総務省が言います施設管理計画があります。その個別計画として、農業集落排水の名前が最適整備構想と言っています。

ですので、これは、今後の更新事業だとかの今後のマネジメントをするための、いつどのような施設を交換するだとか、県を除く11施設について、事業費が平準化するようになるように計画していくというものです。

以上です。

○ 加藤清助委員

公共施設の総合管理計画で、この農業集落排水のほうが一番最適整備構想と呼ぶのかなと受け取ったんやけど、公共施設の関係って、向こう何十年にわたるような設備の更新のやつ

で、グラフでばっと出ていましたよね。この農業集落排水のほうも、向こう20年、30年とか40年とか、そういう関係での維持管理とコストの計算をまとめるということなんですか。

○ 松久経営企画課課長補佐

委員のおっしゃるとおり、一応向こう40年を長期と見まして、最短で10年の実施計画と40年の費用を見込むという計画になっております。

○ 加藤清助委員

ありがとう。

○ 村山繁生委員長

それでは、ちょうど1時間ほど過ぎましたので、10分程度休憩をします。その間に質問をまた探しておいてください。

それでは、2時10分に再開です。

14:01 休憩

14:10 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、会議を再開いたします。

ご質疑のある方はご発言ください。

なしでええのかな。

○ 中森慎二委員

ちょっと予算と直接関係ないんですが、ちょっと教えてほしいんですが、生桑の配水池から東を向いて幹線はおりていっているわけなんですけど、四日市断層が生桑の地内を走っているという話でいくと、その配水池はもう耐震化は終わっているというのは聞いているんだけど、配水池から出る配管が三重団地側のほうに、西側のほうにおろすルートというのを考えたほうがいいのかとちょっと私は思っていたんですけど、第2次

整備計画の中でそういう構想というのはあるんですか。

○ 若林技術部次長兼水道建設課長

若林です。

現在のところは、今入っている管路を耐震化するというので鋭意進めているという、そういう状況でございまして、そういう構想は、今のところ、持ち合わせておりません。

○ 中森慎二委員

それは、いつどのような形で現在ある配管を耐震化するの。もう終わっているの。

○ 若林技術部次長兼水道建設課長

現在進めているところでございます。今、生桑から配水池へ上っていくあたりを工事させていただいておるかと思えます。

○ 中森慎二委員

具体的に、どういうふうな工事をやっているの。

○ 若林技術部次長兼水道建設課長

耐震適合管といいまして、揺れがあっても管が抜けないという、そういう耐震適合管というのがありますので、それに随時入れかえをしていると。そういう状況でございます。

○ 中森慎二委員

それが100%問題がないという確証があるんですか、それで。

○ 若林技術部次長兼水道建設課長

通常言われております耐震でいうレベル2というところまでは大丈夫ということは考えておりますけれども、例えば、中森委員言われるように、その断層で大きくずれるということであれば、そこはちょっと、私、今、わからないと。

○ 中森慎二委員

せっかく配水池が耐震化を済ませてあって、その配水池にある水源を、そういう災害地においてですよ、より問題なく使おうというときに、その配水管がネックになってしまっ
ては問題が出てしまうんじゃないかなと思うんですよね。

特にその四日市断層の部分は、それはいつ動くかもわからないし、どんな規模かも全く
わからないんだけど、その西側に向けてのルートを一つ確保しておくことによって、そう
いう非常時でも配水池の水源を有効に使うということができるのであれば、考える必要も
あるのではないのかなと。

もう一つ言うと、例の震災時の給水装置もつけているんだけど、あれは東側しかないで
す。人口密度でいけば三重団地のほうが多いんですわ、西側のほうが。だから、そうい
うのと同じような考え方で、耐震化の配管をやれば問題ないって、それは100%問題ないな
らそれでいいんだけど、より有効に使っていくということと安全サイドで考えたら、
そういうことも一度検討をすべきじゃないのかなと。

その第2次の給水計画はいろいろ組まれている後の話なんだけど、そういう視点がない
んだとしたら、一度、今年度予算をつけなくたって、優秀な職員さんがいるので、そうい
う視点でも一度検討していただくことはできませんかね。

特にその給水場については、三重団地の人たちも言っているんですよ、なぜ人口密度の
高い三重団地側になんかいないんだと。配管をおろすだけの話で、ちょうど市営住宅の4階建ての
一番南側のところに道路があって、全然使わない道路があるんですよ。あそこを向いてお
ろせば全然問題ない。スペース的にもね。

だから、そういうような、現地と、それから、より有効的な活用というものを考えたと
きに、どこにその設備は整備したらいいのかという視点がちょっと欠落しているんじゃない
かなと思うので、ちょっとそういう目で、今年度、検討いただけませんかね。

○ 若林技術部次長兼水道建設課長

貴重な意見、いただきましたので、検討のほうをさせていただきたいと思います。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 加藤清助委員

149分の28から、水道事業会計と下水道事業会計の業務委託、新年度の予定一覧表が載っていて、委託業務、業務内容、予算額、委託する理由。ほとんどは随意契約なんですよ。専門的、技術的云々かんぬんで、ほかにあれするのが困難であるということ。

いっぱい業務委託をやって、経済効果もということが理由にはなっているんですけど、これは、この中では、新年度、新規に業務委託する委託というのはないというふうに見ていいのかというのが一つと。

まあ、たくさんありますけど、その予算額がそれぞれ個別の水道と下水道であって、金額も大きいのも少ないのもあるんですけど、予算編成の関係で、この業務委託についてはさらに経済効果があらわれる、少なくなるとか、あるいは、逆に、いや、これまでよりふえる、ふえる理由とかね。そういうところ辺の、もしコメント説明を加えていただくとわかりやすいと思ったもので、お願いできますか。

○ 村山繁生委員長

どなたでしょうか。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長、内田でございます。

まず、こちらの業務一覧のほうにつきまして、平成29年度でずっと継続してやる分について、新たに委託をしたというものはございません。

個々の部分につきまして、例えば、除草委託とかいうところは、その場所、箇所によって前年と増減というのはございます。大体、基本的に業務委託系でございますので、基本的には、昨年度と大きく業務内容によって変動というのはございません。

以上でございます。

○ 加藤清助委員

前、ちょっと何か話題にもあったけど、水道メーターの交換のし忘れやったっけ。

○ 村山繁生委員長

あつ、またそれも……。

○ 加藤清助委員

それもあとやった。

○ 村山繁生委員長

それは協議会で上げますので。

○ 加藤清助委員

ああ、ごめん。それじゃ、いいわ。いいです。

○ 村山繁生委員長

いいですか。

他にいかがでしょうか。

○ 伊藤修一委員

ちょっとさっき話題になった、関連して、業務委託で、さっきの除草なんかは大体、現地現地で毎年やっておることやでということで、皆、大体同じ並びでお金を毎年置いておるといようなことを聞いたわけですが、場所とか、やっぱりある程度面積も到底決まっておるので、根本的に、何㎡は幾らとか、そういうふうな何か根拠になるものがあって、経済的に、こことここは比較したら、ここがこの金額は妥当やないかという、きちっとそういうふうな精査されて上げてみえるんやろうか、どうかなと思って。その辺はどうです。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長、内田でございます。

除草であるとか樹木の剪定等、こちらにつきましては、当然、その場所によって面積等も違っております。その分につきましては、設計もしくは見積もり等を取りまして、その上で、安価のほうを採用した形での予算計上というやり方をしてございます。

以上です。

○ 伊藤修一委員

その除草で、今ぱっと一覧を見ておるんやけど、44番、東員町の除草なんやけど、43番

の中上は21万円で終わるんやけど、山田は200万円とって桁が1桁違うんやけど、その辺は根拠は何なの。

○ 村山繁生委員長

どなたですか。43番と44番の違い。同じ除草業務やけど、金額の違いの根拠。

○ 伊藤修一委員

後からでもいいですよ。

○ 村山繁生委員長

すぐわかりませんか。

○ 内田経営企画課長

済みません、再度ちょっと確認させていただきます。済みません。

○ 村山繁生委員長

じゃ、後にします。

伊藤委員、それだけでよかったですか、とりあえずは。

他に質疑はございませんか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

先ほどからお二人の委員から、水道メーターの交換の業務委託の件なんですけど、後から、これ、協議会でやるんですけれども、予算における採決の部分にかかわってくるところがあれば、質疑、結構ですので、予算、採決にかかわることであれば。採決にかかわらなければ、協議会のところで説明してもらいますので。

よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、他に質疑もないようでございますので、討論に入ります。

討論、採決は1議案ずつお諮りしますので、よろしく申し上げます。

それでは、まず、議案第61号平成29年度四日市市一般会計予算についての討論はありますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論なしと思います。

それでは、採決に入ります。

議案第61号平成29年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費関係部分、第6款農林水産業費、第3項農地費関係部分について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

異議なしと認め、本件は可決するものに決しました。

[以上の経過により、議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第6款農林水産業費、第3項農地費（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

それでは、続きまして、議案第67号平成29年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算について、討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論なしということで、採決に入ります。

反対意見もございませんので、簡易採決で行います。

議案第67号平成29年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、決しました。

[以上の経過により、議案第67号 平成29年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

次、議案第70号平成29年度四日市市水道事業会計予算について、討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論はありません。よって、簡易採決で行います。

議案第70号平成29年度四日市市水道事業会計予算について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第70号 平成29年度四日市市水道事業会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

続きまして、議案第72号平成29年度四日市市下水道事業会計予算について、討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論なしということで、簡易採決で行います。

議案第72号平成29年度四日市市下水道事業会計予算について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送るべきものはございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

なしということでよろしいですね。

[以上の経過により、議案第72号 平成29年度四日市市下水道事業会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

それでは、以上の4議案については審査を終了といたします。

それでは、次に、補正予算の審査に移ります。

議案第94号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

○ 村山繁生委員長

ここからは、議案第94号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第7号）に係る上下水道局所管部分の審査を行ってまいります。

資料の説明を求めます。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田でございます。よろしくお願いいたします。

今、タブレットのほうにつきましては、予算常任委員会の当初予算の画面になっていまずでしょうか。もしなっておりましたら、その画面を触れていただきますと、上のほうに鍵括弧で、当初予算資料部局別というのが出るかと思えます。それをセットしていただいて、また今度上のほうに、左のほうに29年2月定例月議会というのが出ますので、それを押していただきまして、そうしますと、また今度左上のほうに、06、予算常任委員会というのが左へ出ます。それを押していただきますと。

○ 村山繁生委員長

当初予算資料の部局別の、これはまた17番ですか。

○ 諸岡 覚委員

補正7号でいいのと違いますか。

○ 村山繁生委員長

補正7号、どれや。どれ、補正7号。

○ 内田経営企画課長

指しますと。よろしいでしょうかね。02、上下水道（H29当初・H28補正・一般議案）というところを。でいくと画面のほうが……。

○ 村山繁生委員長

2 ページ物ですね。

○ 内田経営企画課長

はい。

画面を触れていただきますと、上が19分の1になっているかと思いますが、それ、19分の13をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

資料はよろしいですか。

じゃ、説明をお願いします。

○ 内田経営企画課長

今、表紙をめくっていただきまして、19分の14をお願いいたします。

一般会計補正予算第7号のうち、上下水道局所管分でございます。

合併浄化槽設置費補助金につきまして、住宅の新築・改築やリフォームが想定よりも少なかったことから、浄化槽の設置件数が伸びず、設置費補助申請件数が当初見込みを下回ったため、減額補正をお願いするものでございます。

表の真ん中にごございます歳出の款4.衛生費、項1.保健衛生費、目6.環境保全費、節19.負担金補助及び交付金におきまして、合併浄化槽の補助申請件数が当初見込みを下回ったため、補正額といたしまして1572万円を減額するもので、補正後は6288万円となります。

これを受けまして、一番上の表のほうの歳入でございますけれども、款14.国庫支出金、項2.国庫補助金、目3.衛生費補助金、節1.保健衛生費補助金を442万5000円減額するもので、補正後は1897万円となります。

また、歳入の款15. 県支出金、項 2. 県補助金、目 3. 衛生費補助金、節 1. 保健衛生費補助金を221万5000円減額するもので、補正後は759万円となります。

また、一番下の表のところに、補助金交付対象基数と補助額見込みを記載させていただいておりますが、平成29年1月末の補助基数は、新築163基、転換33基で、合計196基でございます。

平成29年1月末の補助基数と2月、3月の見込み基数を合計いたしました平成28年度執行見込み、右から二つ目になりますが、新築は176基、転換39基、合計215基で、新築は当初予算221基より45基の減、転換につきましては当初予算49基より10基の減でございます。

補正予算の説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

説明はお聞き及びのとおりでございますが、委員の皆様が何かご質疑があればご発言ください。

○ 小川政人委員

これ、補正せなあかんのかな。いつも思うんやけど、補正せなあかんのかな。ほっておいてもええ。

(発言する者あり)

○ 小川政人委員

一緒のことやん、どっちみち使わへんのや。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田でございます。

この部分につきまして補正減額をすることによりまして、本庁財政のほうの部分につきまして、基金等をほかの財源に充てることができますもので、まずこの部分につきまして補正をさせていただくというものでございます。

○ 小川政人委員

ほかの財源。

(発言する者あり)

○ 小川政人委員

どういう意味。

○ 村山繁生委員長

もう少し具体的に。

○ 小川政人委員

わかりやすく。

○ 内田経営企画課長

済みません、経営企画課長の内田でございます。

ここで減額補正をいたします。で、まず、これ、一般会計につきましては、まず今回補正しなければ、それだけの分の一般財源、これを充てるという形で予算をしておりました。これを減額することによりまして、これの財源となるもの、これが、財政全体の中でいきますと、この浄化槽に充てている部分が、その分要らなくなるといいますか、充てなくて済みますと。その財源は、ほかのところの部分に回すことができるというところの部分での減額補正ということでございます。

以上です。

○ 小川政人委員

回すことができるというのは、平成28年度の予算に補正で使うことがあるの。ないの。これ、もう今さら減額して、2月でしょう。可決するのは3月の末やわな。それからほかに使えるの。使えるのか、使えやんのか、ようわからんけど、何か事業の当てがあるのかな。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田でございます。

今年度もしくは、その部分につきましては残となりますので、来年度の財源と……。

あっ、違いますか。済みません。申しわけございません。

○ 小川政人委員

来年度は来年度でやれ。また別にしてやれよ。

○ 倭上下水道事業管理者

済みません。これは、会計としては一般会計でございますので、今回、補正全体のほうで、財政のほうで調整というか、歳入と歳出を合わせにいつておるかと思ひます。

ですもんで、補助金として今回、上下水道局と関係でこういう形で減額を、補助金の関係、させていただいてございますけれども、それを全体の収支合わせというところですので、例えば、それによって、都市基盤の公共施設整備基金繰入金ですと逆に出のほうが減つておるとか、そういう形、トータルで歳入として見ていただくことになろうかと思ひます。

決して今言ひました来年度のということではなく、最終的な予算の収支均衡を図つたということでご理解をいただきたいと思ひます。

○ 小川政人委員

だから、最終的な予算の収支均衡というたら決算で図るわけやで、そうでしょう。別にこのままほつておいても、決算のところでは、不用額とか、いろいろ出てくるんやろうと伊藤さん言うように、そうしたら、議員に不用額が多いやないかって怒られやんためにわざわざ仕事をするのか。これ、ほつておいても事務量は減らへんのかなというだけの話なんやろうと思ひんやけど。わざにする理由が何かなと思つて。ようわからん。

これ、やつたとしても余るんやわな。全部、目いっぱい見ておるわけじゃない。正確な数字じゃないんやからな。違ふの。

○ 倭上下水道事業管理者

これで2月補正で一般会計で補正額としては、トータルで5億6800万円の減ということになつてございます。まあ、これ、予算というところですので、決算のときは、通常です

と、不用額が発生するというふうに考えております。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、他に質疑はないようでございますので、これより討論に入ります。

討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論はございませんので、簡易採決で採決を行います。

議案第94号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認めて、本件は可決することに決しました。

[以上の経過により、議案第94号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

以上で、議案第94号平成28年度四日市市一般会計補正予算に係る上下水道局所管部分の

審査は終了となります。

ここからは都市・環境常任委員会に切りかえまして、当委員会への付託議案の審査に移ります。

○ 小川政人委員

メーターは。

○ 村山繁生委員長

その後、入ります。

○ 加藤清助委員

業務委託のやつはどうなったの。

○ 村山繁生委員長

後から入ります。協議会で。

○ 堀木施設課長

施設課長の堀木です。

先ほど、伊藤委員からご質問がございました委託費の……。

○ 村山繁生委員長

ああ、それね。忘れておった。ごめんなさい。失礼いたしました。

どうぞ。

○ 堀木施設課長

済みません、よろしいでしょうか。施設課長の堀木です。

先ほど伊藤委員からご質問いただきました水道の、東員町の中上と東員町の山田地内のそれぞれの除草作業につきましてのご質問でございます。

43番の東員町中上につきましては、延べの除草面積が1520㎡、それから、山田地区のほうの除草が3万3000㎡と、ボリュームが違うということで金額差がこれだけ出ているとい

うことでございます。

(発言する者あり)

○ 堀木施設課長

ああ、済みません、年4回やります。両方とも。4回合計の数値が中上の除草が1520㎡です。1回あたりは380㎡です。

○ 諸岡 覚委員

もう一つが3万㎡と言われた。

○ 堀木施設課長

はい。3万3000㎡は1回あたり8250㎡です。44番が8250㎡のもので。

○ 村山繁生委員長

伊藤委員、よろしいですか。

○ 小川政人委員

それ、ちゃんとやっておるか、確認しておるの。何か資料が出ておるわけ。

○ 堀木施設課長

施設課長の堀木です。

写真等で報告書が上がってまいりますので、それで確認をさせていただいております。現地へも行っておりますし。

○ 村山繁生委員長

よろしいですね。

それでは、先ほどの補正予算の件ですが、全体会へ送ることはよろしいですね。

(なし)

○ 村山繁生委員長

一応確認だけさせてもらいました。

議案第85号 四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

○ 村山繁生委員長

それでは、これからは議案第85号四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についての審査を行ってまいります。

これは説明はあるんですか。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田でございます。よろしくお願いいたします。

今、タブレットのほうが多分19分の14になっているかと思いますが、そちらのほうを1枚おめくりいただきまして、19分の15のほうは都市・環境常任委員会の追加資料は、先ほど、一般会計の補正予算の次になります。

○ 村山繁生委員長

一般議案と書いてあるやつですね。都市・環境常任委員会追加資料、議案第85号です。追加資料の議案第85号。19分の15というところ。

よろしいですか。19分の15。では、説明をお願いします。

○ 内田経営企画課長

よろしいでしょうか。

そうしましたら、表紙1枚おめくりいただきまして、19分の16をお願いいたします。

桜地区の下水道事業につきまして、（1）下水道事業整備の経緯についてですが、三重県衛生研究所が鈴鹿山麓リサーチパークに移転することから、上水道の水源池ともなっている周辺地区の自然環境や生活環境への影響に対する懸念を払拭するために、施設の排水は矢合川へは流さないとともに、周辺地域の生活改善を図るため、桜地区の市街化調整区

域を特定環境保全公共下水道として整備することといたしました。

本来なら、全域の事業認可等を受けるところではございましたが、矢合川南側の南山及び南谷地区には大規模住宅開発の計画が存在していたため、開発計画の具体化にあわせて事業認可等を受けるとし、まずは、矢合川北側及び鈴鹿山麓リサーチパークの事業認可等を平成5年に受け、整備を行ってまいりました。

その後、開発計画が取り下げられたことから、平成12年に矢合川南側の下水道法事業認可を受けました。事業認可等の年月日につきましては記載のとおりでございます。

(2)の経済比較につきまして、日永浄化センターにつながる幹線に接続する特定環境保全公共下水道と農業集落排水事業を比較した場合、農業集落排水事業は、地区内に汚水処理施設を設ける必要があるため、汚水処理施設建設分の初期投資のほか維持管理コストがかかることになり、整備手法としては特定環境保全公共下水道が安価となります。

経済比較検討についてですが、表に示させていただいておりますが、汚水処理場と管渠の建設費用を合わせました建設費の合計は、特定環境保全公共下水道は3億4949万5000円で、農業集落排水は3億7482万8000円で、特定環境保全公共下水道のほうが約2500万円の安価でございます。維持管理につきましても、年間で特定環境保全公共下水道のほうが約60万円の安価となります。

汚水処理場建設費の特定環境保全公共下水道につきましては、接続に伴って必要となる日永浄化センターの能力追加分を計上しております。また、維持管理の特定環境保全公共下水道につきましては、接続に伴って日永浄化センターで増加する汚水処理に係る経費を含んでおります。

1枚おめくりいただきまして、19分の17をお願いいたします。

桜地区の下水道の図面でございますけれども、赤の点線で囲ったところが市街化調整区域でございます。そのうち、真ん中にごございますグリーン色で塗ってあるところが新規に着手する箇所でございます。

1枚おめくりいただきまして、19分の18をお願いいたします。

この画面表示、19分の18から19にかけてまして、平成6年12月7日付の三重県衛生研究所移転に関する意見書の回答についての抜粋を添付させていただいております。

説明につきましては以上です。よろしくをお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

説明はお聞き及びのとおりでございますが、委員の皆様、何かご質疑があればご発言ください。

○ 加藤清助委員

この地図で、今までの経過が——P 3 か何かの施設の特定環境保全公共下水道のエリアですよね——2種類色分けがあって、都市計画決定ありのグレーのエリアと今度整備するエリアでしょう、グリーンは。これ以外は特定環境保全公共下水道の対象区域ではないという理解でええの。

○ 松久経営企画課課長補佐

これ、囲ってあるところ以外は特定環境保全公共下水道の区域でない、いわば公共下水道をやる区域ではないということになっております。

○ 加藤清助委員

だから、今回のやつはグリーンのところを新規着手するというんでしょう。もともと新規着手するという赤い点々のやつも、区域としては、指定された特定環境保全公共下水道区域ということだったということなんですよね。だから、これ以外はもうないということ。これが、ここが終わると、いわゆる後ろの覚書の関係の形の整備は終わるという理解なの。

○ 松久経営企画課課長補佐

特定環境保全公共下水道で囲ったところが平成5年と平成12年に認可を受けまして、それ以外のところは、現在、特定環境保全公共下水道——特環ですね——で整備する予定はありません。

○ 加藤清助委員

大体、集落があるところが特定環境保全公共下水道の対象区域にはなっておるんやけど、全部ではないわね。市街化調整区域で集落が数軒あるとか、五、六軒あるとかというところもあるやんかね、この地区全体では。ここの五、六軒のところは特定環境保全公共下水道で、ここの五、六軒は違うよというのは、それは、公共下水道の管路の都合で、無理だよという判断で指定地域から外されてきたのか。そこら辺の経緯はどうなんですか。

○ 松久経営企画課課長補佐

地形的に無理なところは当然除いております。そのほかにやはり、連帯していなく家屋が離れているところは、公共下水道でつなぐのはかなり不経済になりますので、個別浄化槽でというふうになっております。

これは昨年度、アクションプログラムといいまして、国土交通省、農林水産省、それから厚生労働省、官合同でつくりましたどの整備手法で整備するのが最も経済的かという、比較検討する手法がありまして、それで昨年度も検討しまして、これ以外のところでは公共下水道でやらないというふうな決定をしております。

○ 加藤清助委員

その地形的に無理というのは、公共の幹線を通すのが無理という意味なのか。ポンプアップしているところもあるやろう、地形的には。

○ 松久経営企画課課長補佐

地形的に無理というところは、河川のところに管を入れることは、河川法、河川保護の状況からして入れれないので、そこを伝って対岸に持っていくというのはできないようなところとかあります。

ポンプアップでできるところは当然ポンプアップでしますけれども、ただ、ポンプアップするにしても、それは、費用対効果の検討で、かなり費用がかかってきますので、それで外れることもあります。

以上になります。

○ 加藤清助委員

あと、この先の話になるんだけど、これでもう区域は、ここ、新規着手したら終了ということでしょう。これ以外のところに住んでいるお宅は、当然市街化調整区域だから、もう合併浄化槽の方式でないと、多分、将来にわたって公共下水道の接続はできませんよという意味合いやね。

そういうのは、地元の人とかは周知だとか、理解はされてきたのか。現状、今回着手するに当たっても、広報されているのかどうか。

○ 村山繁生委員長

どうですか。

○ 松久経営企画課課長補佐

来年度着手するところは、当然、その前に設計業務が入ります。設計業務のところに対象の方、測量等に入るので、事前の説明会等をして、この地域のこの方たちが設計させて入らせてみえるという事前説明会を行って、その公共下水道の区域だということは周知はしております。

○ 加藤清助委員

だから、入るところはええわさ。入るところだけ集めて説明しても、隣は入るけれども、うちは入らんという場合があるでしょう。だからそれは、入る人も入らん人も含めて、説明会で周知してきておるのかということなんや。

○ 村山繁生委員長

その辺の説明はいかがですか。

○ 加藤清助委員

そんなの、公平じゃないやんな。

○ 村山繁生委員長

どなたか、はっきりと答えておいてください。

○ 加藤清助委員

聞かれたら答えるのか、聞かれるまでは言わんのかさ。

○ 倭上下水道事業管理者

済みません、トータルでちょっと説明させていただきます。

先ほど松久経営企画課課長補佐のほうから説明がございましたように、生活排水処理施

設、さまざまございます。公共下水道、それからコミュニティプラント、それから農業集落排水等、それから個々に処理させていただき合併浄化槽と。これが、汚水・生活排水を処理する主な手段ということでございますけれども。

昨年見直させていただいたのは、さまざまなそういう生活排水処理施設をどういう形で使うのが一番効果的だと。コスト的にもどうだというふうなところで、この地域はどの処理施設を使って整備するのが最もいいかというところで、アクションプログラムという計画がございます。それを見直しさせていただいたというところでございます。

ですから、ここに描いてある白地のところは、基本的には、合併浄化槽でお願いするというふうなことでご確認をいただければいいかと思えます。

その生活排水処理の具体的な全市的な区分といいますか、それについては、毎年1回、広報に上げさせていただいて、下水道の全市の生活排水処理の具体的な計画については、市民の方にはお示しをさせていただいているというところでございます。

ただ、申しわけございませんけど、ここについて、これ以外というふうなところでの具体的な地元の説明はしていないというふうなところで今認識してございます。ただ、市全体の計画については、年1回、お示しをさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○ 加藤清助委員

だから今回で、その特定環境保全公共下水道の地域が今回の新規着手で完了するわけやんか。と言うんやったら、それは、あそこをやったんやで、またうちのほうも来るんかなと思われるところもあるかもしれんし。

僕、上下水道局のホームページにも、全市のあれというのはあるのは知っているし、配布されているのも知っているけど、でも、基本的に、公共下水道区域でなかったらさっきの合併浄化槽というので、向こう7年間やったかな、その整備計画が見通しがいい場合は補助の対象ということで、申請もできるというふうになっておるでしょう。だから、7年たっても公共下水道がつながらんと、あるしさ。そこら辺の矛盾というのは、住民側としてはなかなか周知されていないんじゃないかなと思って。

だから、逆に言うたら、生活排水を向上させていくためには、合併浄化槽が経済的にも、補助金を出してもそのほうが環境改善につながるというんやったら、そういうところはそういう周知も当然していかなあかんしと思うんですけど。もうやらへんということね。

○ 中村技術部長

先ほどの7年というのは、市街化区域なんかを整備していくのに、7年以上かかるという補助金を交付しており、調整区域はちょっと外れるんですけども。

調整区域でも、例えば、単独浄化槽のおうちであったり、くみ取りのおうちであったり、そういうところについては、私どもはシルバー人材センターのほうにお願いしているんですけど、そういった方々が、合併浄化槽にかえていただけませんかというような格好を訪問してお願いしているところもございまして、そういったところでの周知という意味合い、ちょっとずれるかわかりませんが、そういった中での、合併浄化槽をお使いいただくという部分でのアピールはさせていただいておるといふことにはなると思います。

以上でございます。

○ 加藤清助委員

終わります。

○ 中森慎二委員

19分の16の(1)の経緯のところ、当初は、矢合川の南側については宅地開発計画があったので、当初の事業認可を見送ったと。平成5年はね。で、平成12年の3月16日に、この南側の3地区の下水道法事業認可を受けてありますということなんですね。

○ 村山繁生委員長

確認です。

○ 中村技術部長

中森委員のおっしゃるとおりでございます。

○ 中森慎二委員

そうすると、(2)の経済比較というのは、その時点でやられたものではなくて、私が言うたからやったの、これは。はなから事業に、調整区域も、この南側についても入れるつもりやから、経済比較とか、そんなの関係なしに入れるものやと。そんな検討も、何も

していないという話なのかな。

○ 村山繁生委員長

どうですか。

○ 中森慎二委員

というのは、当初の矢合川の北側のところは汚水幹線沿いのところなので、それは私も無駄がないというふうに思うんですよ。だけど、矢合川の南側まで、わざわざ拾いに行くことの経済性というのは、非常に僕は疑問があるんですよ。

加藤さんおっしゃったけど、別に、これ、何戸あるんですか、これで。3区域で何戸あるんですか。戸数は。

○ 松久経営企画課課長補佐

平成28年3月の時点で、77戸、208人。

○ 村山繁生委員長

南側の戸数。

○ 松久経営企画課課長補佐

南側だけですね。戸数が77戸、208人。

○ 中森慎二委員

それじゃ、合併浄化槽全額出してあげても、むちゃくちゃ安いで、そのほうが。幾らできる。一遍計算してみい、それ。維持管理費も負担してあげても、まだおつりは十分に来ますに。

いや、だから、衛生処理という概念の中で、公共下水に必ずしもつなげにゃならないという話ではなくて、こんなところまで拾いに行っ、わざわざ3億円も、3億5000万円も金をかけてやる必要があるのかなと、私はそう純粹に思うんですよ。

だから、平成12年3月16日に下水道法の事業認可を受けてあるから、変わらへんのだと。これでええんだという話なら、もう進められれば良いと思うけどさ。その資料もちょっと

出してくれない。どんな事業認可を受けているのか。

あわせて、平成5年の7月に都市計画決定して、下水道法の事業認可を受けた平成5年8月20日の資料もちょっと出してほしいんだけど。

それが第1次でやって、南側については見送ってあって、平成12年3月に決定したと。これは議決じゃないよね。下水道法の事業認可って議決事項か。上下水道局で勝手にやっただけの話か。

○ 藤田上下水道局管理部長

当時、議決は頂戴しておりません。

○ 中森慎二委員

そうすると、これは見直すということはないわけですか。それは、私が今言ったように、合併処理浄化槽で全額負担してあげたって、むちゃくちゃ安いですよ。七十何戸するのに3億5000万円もかからんでしょう。

だから、そういうふうな考え方というのも、皆、そうすると、平成12年からだってもうかなり年数たっているわけで、私、ちょっと言うたように、一遍決めたらそのまま行くんだって話が、私、まさに言ったことはそこなんですよ、代表質問でも。

こういうところがやっぱり経済的に、しかも市民の方々も理解していただけるのなら、そういう選択肢も私はあるのではないかと思う。だから、平成12年に事業認可を受けたから、もうそれで突っ走るんですよという話ではないんじゃないかなと。

それは、この地域の皆さん方、公共下水道をお待ちになっているのかも、それはわからないけど、でも、公共下水道なら公共下水道料金を払わないかん。何がメリットあるのかしら。これ、微妙な話ですよ。

だから、合併処理浄化槽、全部行政で整備しますよと。ここのところは、特定環境保全公共下水道をやるときに地域の協力もいただいているので、もともとは平成5年の中で網をかける予定がおくられてきていると。だけど、それについては、公共下水道の整備の手法もあるけれども、合併処理浄化槽で全戸整備しますと。事業者の責任においてというような提案の中で、市民の方々の判断を仰ぐことも一つではないのかなと私は思うんだけど、どうですか、倭さん。

○ 倭上下水道事業管理者

今ご指摘いただいた点でございますけれども、当然コストを考えたときにどうかというところもでございます。ただ、これまでの経緯もございますので、申しわけございません、すぐにこれについてどうするというを今ここでお答えさせていただくことはできませんので、若干ちょっとお時間いただいて、考え方、整理をかけさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○ 中森慎二委員

だけど、これ……。

○ 倭上下水道事業管理者

いやいや、これまでの地元とのお約束もありますもんでね。そこら辺も含めて、ちょっと考え方を整理をかけさせていただきたいと思います。

○ 中森慎二委員

だから、これ、平成29年度で予算は上がっているの。調整費が。上がっていないの。

○ 倭上下水道事業管理者

これに係るものは、建設関係の予算は入ってございません。

○ 中森慎二委員

それなら、この条例、受益者負担に関する条例の一部改正は、このタイミングでなければならぬものなの。6月定例会議会でもいいの。次の。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

今回は一般議案としてあがっていますけれども。

(発言する者あり)

○ 中森慎二委員

僕は、別に混乱させるつもりで言っているんじゃないで、より投資効果のある整備手法というのを、皆さんがそこまで考えられた上でこうなったのなら僕は何も言わないんだけど、そういう視点が、平成12年の3月の下水道事業認可からそのままの流れで来ていて、今、受益者負担金をもらう条例をつくりますわという話があるので、それではないんじゃないかなということでは私には言っているんです。

時間的に、言ったものができるのなら、そうすると、でも6月の定例月議会の条例議決でもいいんですかということを知っているの。

○ 村山繁生委員長

この2月定例月議会でどうしてもこの条例を改正しなきゃならないものなのか、次でもいいのか、そのあたりはどうなんですか。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

いや、入ってないんやよ、それ、一般議案やで。この議会には。

(発言する者あり)

○ 倭上下水道事業管理者

申しわけございません、先ほどちょっと間違っただけです。

予算的には今回入ってございますので、改めて、これ、今、考えをちょっと、先ほど申しましたように、そのコスト的なところも、効果も考えさせていただいて、すぐにまとめ上げさせていただいて、考え方、整理をかけて、この委員会、きょうあすという形でございますので、そこまでちょっとこちらの考え方を改めて整理をかけさせていただいて、ご報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

そうすると、きょうは採決できないということですね。この部分に関して。

○ 荻須智之副委員長

済みません、ちょっと会派からの意見なんですが、この三重県衛生研究所って県の施設で、これがもとでこういうことになったのであれば、財源を県に求めればという声が会派にあるんですが、その辺、どうお考えなのか、ご意見を伺いたいです。済みません、お願いします。

○ 村山繁生委員長

何かようわからんけど。どなたですか。

○ 藤田上下水道局管理部長

当時、幹線工事については当然国庫補助対象で、その分は国からいただいておりますけれども、県の施設といえども、公共下水道事業として整備するに当たって、当時、県のほうからは、特別財源ということで負担は求めておりません。

残りの部分については、市のほうで企業債を立ち上げて、その分を財源としておるところでございます。

○ 荻須智之副委員長

もともとの原因が県に起因するということでは、そういうのは求められないものなんですか。それ、決まりがあるんですか。

○ 藤田上下水道局管理部長

当時、市の施策として、鈴鹿山麓リサーチパークということで誘致したという経緯もございますし、鈴鹿山麓の単独の公共下水道の整備に加えて、周辺地域の生活環境ということで特定環境保全公共下水道もあわせてやっていくということになっておりますので、そこら辺は負担を求めていない状況です。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 荻須智之副委員長

はい。

○ 村山繁生委員長

三平委員、関連。

○ 三平一良委員

この緑のところからどこへつなぐの。

○ 川島下水建設課長

下水建設課長、川島でございます。

矢合川を横断しまして、北側に桜西汚水幹線という黒い太い線があるかと思うんですけども、こちらに向かって、先ほどポンプアップという話もありましたけれども、小さなポンプ、集落が小さいものですから、小さなポンプをつけて圧送で北側に送ると。

○ 三平一良委員

北側に。

○ 川島下水建設課長

はい。

○ 三平一良委員

その前に川を挟む……。

○ 川島下水建設課長

川をまたげないということではなくて、中村部長が申させてもらったのは、川の堤防沿いに、堤防に並行して縦断的に堤防の中を入れていくのは、川の河川法の関係があつて難しい。横断的なものは可能でございます。

○ 三平一良委員

そうすると、桜西污水幹線に通すのね。高見台に接続は、県がやってくれるんだっただの。

○ 川島下水建設課長

高見台の場合は、県の住宅供給公社、県の持ち物をつなぎかえるということでございましたので、ちょっと例外的に、持ち物が所有者が違いますのでという経緯があると思います。

○ 三平一良委員

三重県とともに本市として整備したけれども、三重県ではそんなにやられたの。

○ 川島下水建設課長

高見台の場合には、県さんのほうは、流域の幹線を高見台のほうに向けて延長をかけたというところが、その県さんがやられたという意味かと思います。

こちらについても、県の事業をあわせて下水道を整備する。そして、四日市市も、その周辺環境の污水対策という中で、今の幹線に近いところについて面整備を行うというところで協力をするというので、理解しております。

○ 三平一良委員

それで一応わかりましたけど、この事業、なくなるかわからんのやで、まあ、その辺にしておきますわ。

○ 加藤清助委員

先ほどの中森委員がおっしゃったように、物すごく山沿いのところまで、わずかな集落部分も幹線につなげる工事をしてまで、公共下水道をつないでいくという手法は、それは、その平成10年ごろにはそういう頭でどんどん拡大して、行け行けの時代だったのか知らんけど、やっぱり今の時代の中では、おっしゃられていたように、経済効果としては物すごい非効率で、これをやれば当然下水道事業の会計をプラスにはしませんよね。マイナスに圧迫する存在になると思うんですね。維持管理していく上では。

だから、本当にそういうところまで考えられてやる事業でよいのかという疑問符はつき

ながら、この後の回答書のところに19分の19があるんですが、ここで、一番下の段落のところで、矢合川以南の区域については、事業認可済みの四日市西高校東側から桜台本町までの区域を今後さらに云々かんぬんして、平成14年を目標に幹線整備を行い、順次面整備を進めますって書いてあるんですよ。

さっきは、緑の部分のところの、かつてあそこの山を、今度メガソーラーですけど、かつて住宅開発があって、そういう動きがあったと思うんですけど、四日市西高校東側から桜台本町までの区域がどこに消えたのかなと思って。

四日市西高通りのところって、まだ公共下水道、整備されていない住宅街になっていると思うんですけど、あそこら辺の住民のエリアは全然、密集というか団地の一角なんやけど、公共下水道も布設されずに。あれ、市街化区域でしょう。調整区域ではないわな。

そうすると、そういうところは、都市計画税の税を払いながら、公共下水道が桜の市街地の中では一番おくれておると思うんです、僕の認識ではね。そういうところはほっておいて、こっちは平成10年ごろの事業認可で今度新規着手しますと言って、何億円、億を超える金をつぎ込んで下水道事業の経営の圧迫をするという。何か矛盾したやり方をやっているように思うんですけど。

そうすると、さっき、僕は、グリーンのところがかかるところの住民には説明はされてきているということやけど、それから外れるところの近所は説明はどうもされていないよーだし、同じ回答で四日市西高校東側から云々かんぬんって。回答、これ、市が回答しているんですよ。これ、いまだその回答は、今回ももう闇に葬り去られておると違うのかなと。僕の思うんやわね。

だから、ちゃんと同じ回答やったら同じ回答のように、その事業採算性も見て、いやいや、この地域はこういう回答で事業を面整備を進めるということでしたけど、今の現況の判断では、方針を変更してこういう、合併浄化槽で補助を使っていただいて、生活環境排水改善をしたいとかね。そういうのがあってもいいし、あってもよかったのかなと思うんやけど。

西高の通りのところの部分はまだ抜け落ちているんですか。今回の新規着手との関係で。

○ 川島下水建設課長

下水建設課長、川島でございます。

今回の上程させてもらっています平成29年度の当初予算のところの、最初にお出しさせてもらう当初予算参考資料のいろんな箇所づけがついておると思うんですけども、その中で、今、委員からご指摘いただいております四日市西高校周辺であるとか、そのあたりの市街化区域のところ、このあたりの予算計上させていただいております、今、随時継続的に事業を行っておるところでございます。

今、設計しておるところと、あるいは、工事着手しておるところもありますので、今後数年ぐらいで終わる見込みになっておるところでございます。

○ 加藤清助委員

もういいですよ。

○ 村山繁生委員長

他に。

○ 中森慎二委員

19分の19の、地元、加藤市長が奥山会長に、桜地区の連合自治会長に平成6年12月7日に回答した文章の19分の19の回答のところの、今、加藤さんもおっしゃった、その矢合川以南の区域について云々からずっと下っていくと、四日市西高東側から桜台本町、桜花台というグリーンの3地区があるけど、これ、一番東側だけを指しているんじゃないの。この3地区を最初からやることになっていたんですか。平成12年3月16日の事業認可の中で、この3地区になっているの。それ、資料を見せてもらわんとちょっとわからないんですけど、この回答からすると、そんな西のほうまで入っておるの。それは矢合川南には間違いはないけれども。

○ 村山繁生委員長

矢合川南の。

○ 諸岡 覚委員

その回答の一番下2行の、その上流の桜西の区域について、あわせてうんたらかんたらという、その部分でかかっておるんやと思うんですよ。

○ 村山繁生委員長

その上流の桜西の区域については、北区域の下水整備の進捗にあわせて整備を行います。

○ 中森慎二委員

桜污水1号幹線との接続で対応するって書いてある。ほかにつなぐと書いてあらへん。

○ 諸岡 覚委員

污水1号幹線に接続していくための今回のということでしょう。

○ 村山繁生委員長

ややこしいな、これ。

○ 中森慎二委員

ここら辺の解説もちょっと。何か図面で、店舗図面で図面か何かついていないの、これ。この文章だけなの。

○ 村山繁生委員長

この回答書は文書だけなんですね。図面は添付されていないんですね。

○ 倭上下水道事業管理者

済みません、文書はこの文書だけしかございませんので。一回、そこら辺、詳細に裏づけのほうをとりまして、報告のほうはさせていただきたいと思っておりますけれども。

○ 村山繁生委員長

じゃ、ちょっとまだ不明瞭な点もございますので、これを、地元の人にはもうこれもやるというふうに約束してあるということもあると思っておりますけれども、そういった意見も出てまいりましたので、先に、中森委員から指示があった資料に関しては出るんですかね。さっき2点、資料があったと思うんです。

○ 倭上下水道事業管理者

平成5年と平成12年の都市計画の認可の関係と、それから事業認可、12年のということですよ。それについても、今ここに手元にはございませんので、ちょっと準備をさせていただきます。お示しをします。

以上です。

○ 村山繁生委員長

中森委員、それでよろしい。

○ 中森慎二委員

あわせて、合併処理浄化槽で整備したら概算幾らぐらいになるか。それもちょっと出して。

○ 小川政人委員

この回答に至った経緯もあるけど、それはそれなりに、いろんな回答をせな事業は進まないんだというその辺のところもないと。今の言葉でとって考えておいたら、経済性がどうのこうのという話になるけれども、過去に衛生研究所内のリサーチパークなりの中で、必要性があって、どうしてもこういう約束をせざるを得なんだのか。その辺のことも。

○ 村山繁生委員長

そうしたら、経緯もあわせて報告していただけますか。

じゃ、本件に関してはちょっと採決は留保させていただきますので、これはあすということをお願いいたします。

ここで10分ほど休憩をとりまして、協議会のほうに入りたいと思います。

15 : 17 休憩

16 : 11 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、本日の最後、上下水道局の平成28年度第1回四日市市下水道事業運営委員会が開催されたとのことでもありますので、都市・環境常任委員会所管事務調査として説明を受けたいと思います。

説明をよろしくお願いいたします。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田でございます。よろしくお願いいたします。

タブレットのほうにつきましては、その同じ画面のところの18分の7をお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

このまま7ページまで。よろしいですか。

どうぞ。

○ 内田経営企画課長

平成28年度四日市市下水道事業運営委員会を平成29年1月20日に開催いたしました。

(3) 諮問につきまして、四日市市下水道事業運営委員会条例第2条に基づき、下水道使用料のあり方について諮問をいたしました。

諮問理由につきまして、本市の下水道使用料は、下水道使用料の改定方針について、平成18年3月29日答申及び下水道使用料の改定について、平成19年5月9日答申に基づき、平成20年4月に改定したところでございます。

その後、約9年が経過し、人口減少や節水機器の普及など、下水道事業を取り巻く環境は厳しくなってきております。また、下水道整備については、生活排水処理施設整備計画に基づく未普及対策及び施設の耐震化や老朽施設の更新を着実に進めていく必要があります。今後の中長期財政見通しにおいても非常に厳しい状況が見込まれます。

このようなことから、下水道使用料のあり方について諮問し、意見を求めました。

(4) 報告の概要につきましては、中期財政見通しについて報告をいたしました。

収益的収支見通しについての報告概要は4点で、1点目は、下水道使用料は水洗化人口が毎年増加するものの、1人当たりの使用水量の減少から横ばい傾向である。

2点目は、他会計補助金が――一般会計からの汚水に係る繰入金でございますが――平

成31年度には、使用料単価が総務省が示す最低基準価格である1 m³当たり150円を下回り、適正な下水道使用料を徴収していないとみなされ、企業債利息、減価償却費——資本費になります——に充当している20億円以上の繰入金繰り出し基準外となることから、一般会計から繰り入れされないことにより、大幅な減額となる。

3点目は、支出は、企業債利息は減少傾向となりますが、下水道整備の進捗に伴い、維持管理費及び減価償却費が増加するため、増加傾向となると。

4点目は、損益は、平成31年度には赤字となり、損益勘定内部留保資金に不足が生じ、経営に支障を来す。

資本的収支の見通しについての報告概要は3点で、1点目は、収入については、企業債は事業費の増加に伴って増加すると。

1枚おめくりいただきまして、18分の8をお願いいたします。

2点目は、支出については、事業費——汚水分ですが——は生活排水処理施設整備計画に基づき、平成37年度までに市街化区域の整備を完了させるとともに、施設更新、地震対策を進めるため、増加傾向にあると。

3点目は、平成31年度には損益が赤字になることで、損益勘定内部留保資金に不足が生じることから、事業に支障を来す。

主要指標の推移についての報告概要は1点で、原価回収率、資本費回収率は、日永浄化センター第4系統供用開始や下水道整備の進捗に伴って、維持管理費、資本費ともに増加することから減少し、平成30年度に資本費回収率が人口普及率の半分以下の低い水準になると説明をいたしました。

(5)の委員からの主な意見についてですが、説明に対して、委員からの主な意見は7点ございました。

1点目は、資本費回収率が平成28年度に急激に低下した後、緩やかになっているのはなぜかとの意見に対しまして、日永浄化センター第4系統の建設中は投資に対して減価償却費が発生せず、供用開始により、数年かけた投資による資産の減価償却費が発生することと運転による維持管理費が増加したことによると回答いたしました。

2点目につきましては、他会計補助金を使用料単価1 m³当たり150円を下回ると繰り入れされないとあるが、その考え方と、他市の状況はどうなっているかとの意見に対して、使用料単価が1 m³当たり150円を下回っても、経営上繰り出ししているところもあり、さまざまである。しかし下水道事業は、使用料をもって経営することを前提とし、総務省か

ら繰り出しに関するルールが決まっており、四日市市ではそれを受けて経営をしていくという方針であると回答いたしました。

3点目は、総務省が示す最低使用料単価1 m³当たり150円は固定なのか、今後の見直しはあるのかとの意見に対しまして、最低使用料単価1 m³当たり150円が平成17年度に示されて以来変更はなく、現時点においても特に情報はないと回答いたしました。

4点目につきましては、下水道使用料の見込みについて節水や人口減少は見込んでいるのかとの意見に対しまして、下水道使用料の算定は、1人当たりの過去5カ年平均の減少率を見込んでいる。人口減少は、生活排水処理施設アクションプログラムに基づいて見込んでいると回答いたしました。

5点目につきましては、下水道使用料見込みは平成34年度をピークに減少し、平成37年度には増加しているのはなぜかとの意見に対しまして、整備進捗に伴い水洗化人口は増加するが、1人当たりの使用量減少及び人口減少の影響で平成34年度がピークとなり、水洗化人口を伸ばしても減少していくほうが大きくなり、減少に転じていると。平成37年度に増加するのは、平成37年度に農業集落排水事業コミュニティ・プラント施設を公共下水道に統合する計画であり、そのため使用料が増加する見込みであると回答いたしました。

1枚おめくりいただきまして、18分の9をお願いいたします。

6点目は、受益者負担の原則はよく理解できる。しかし、大きな事業所は多量の汚水が発生するが、下水道は生活者排水で法人も個人も受益者で変わらない。受益者負担で確かに上げないといけないし、総務省から150円を下回らないとすることは理解できるが、生活弱者に関して即生活に響いてくることになる。この点について、どのような考え方で運営されているのかという意見に対して、使用料体系は、基本料金が5 m³を基本料金とし、5 m³までは利用にかかわらず税抜きで450円、従量制が6から30 m³、31から100 m³、101から500 m³、501 m³以上と、それぞれの1 m³当たりの単価を決めている。使用料が多いほど高く設定をしており、大きな流量に対応した施設規模の投資が必要となることから、使用料単価を高くして、使用量を抑制して投資額を抑えるという考えに基づいている。以前は累進度が4.3で、大口の利用者に大きな負担を求めていたが、平成20年の改定で、答申にあるように配慮して3.8に改定した。生活弱者に対しては、平成20年の改定前までは10 m³までを基本料金とし、720円としていたが、使用料が10 m³以下の場合があるので、5 m³までを基本水量とし、基本料を450円と減額し、生活弱者に配慮をした改定を行ったと回答しました。

7点目は、資本費回収率が減少傾向で、整備進捗見合いと乖離が大きい。資本費回収率を整備進捗見合いとするのはよいと思う。そのような場合、使用料はどれぐらいになるのかわからないので、次回に提示することとの意見がありました。

以上で、下水道事業運営委員会での中でのまとめといたしましては、使用料単価は、150円を平成31年度に割り込むことで一般会計からの繰り入れの状況が大きく変化し、下水道財政に大きな影響を与え、事業運営に支障を来す見通しである。

また、資本費回収率は、面整備を進めることで人口普及率及び水洗化人口は増加するが、使用水量の減少等で使用料収入が増加しにくい状況の中、維持管理費、資本費が増加するため低下していく見込みである。このことは、平成18年、19年の答申、資本費回収率は整備進捗見合いとする、に反して乖離していく状況である。このことから平成31年度には事業継続が困難な状況から、使用料の見直しが必要であると考えます。

次回、平成18年度答申に対する上下水道局の現状の考え方を整理し、他都市の状況、整備進捗見合いの資本費回収率とした場合の使用料と財政見通し等を考慮して検討していく。

以上が下水道事業運営委員会での概要でございます。参考資料といたしまして、下水道事業運営委員会資料を、画面表示18分の10以降及びお手元のほうに配付させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

細かいことなんやけど、18分の8で、委員の主な意見の回答で、減価償却と書いてあって減価償却費と読まれたけど、どちらが本当ですか。下のほうは減価償却費となっておりますが、上は減価償却になって、減価償却費と読まれたけれども、どちらが本当ですか。

○ 内田経営企画課長

申しわけございません。18分の8ページのほうの(5)、委員の主な意見の回答のところですね。日永浄化センター第4系統の建設中は、投資に対して減価償却がなくなっておりますが、減価償却費が発生せずです。申しわけございません。

○ 村山繁生委員長

減価償却費が本当ですね。

○ 内田経営企画課長

はい。申しわけございませんでした。

○ 村山繁生委員長

それでは、委員の皆様、ご質疑があればご発言ください。

○ 中森慎二委員

要は、平成30年に下水道料金の見直しをすると。そういう話を今してもらったということで理解したらいいんですか。でないと、一般会計からの繰り入れが20億円、入らないので。そういうことですか。

○ 村山繁生委員長

一言で言うと。

どうぞ答弁、お願いします。どなた。

○ 藤田上下水道局管理部長

午後の答弁でも答えておりますように、独立採算でやっていくべきというところがございますので、下水道使用料の値上げのほうを検討しております。

平成31年度に150円を割り込むこととなりますので、一般会計からの繰り入れがなされないとなりますと下水道事業が運営できないということとなりますので、平成30年度に下水道使用料の改定を考えておるところでございます。

○ 中森慎二委員

説明の中で、その150円の給水単価が割り込んでいても、一般会計の繰り入れをやっている自治体があると言っていたけど、それは、罰則規定もなければ、何もないんですか。

ただ、ガイドラインみたいな話なんですか、総務省が言っている。

実際にそういう繰り出しをやっているところって、三重県内にあるの。処理単価が150

円、料金単価が割り込んでいても。

○ 村山繁生委員長

どなたが答弁ですか。

○ 藤田上下水道局管理部長

済みません、県内はちょっと調べてございませんけれども、近隣都市においては、数市、150円を下回っても、一般会計からの繰入金を入れておるところがございます。

○ 中森慎二委員

だからそれは、罰則規定もなければ、例えば交付税措置にも影響もなければ、何にもないんですか。

○ 藤田上下水道局管理部長

罰則規定はございません。交付税措置については、交付税の対象となりますので、算入されないこととなることとなります。

○ 中森慎二委員

基準財政需要額に含まれないと、勝手に出しているんだからと、そういうことね。

それは市長の判断ということですか。そういうふうな形になっても、下水道料金を値上げしないという方向を打ち出すのであれば、そういうことしかやむを得ないわね。

○ 藤田上下水道局管理部長

そこら辺のところは、公共料金の値上げに対して、オール市のほうで示された判断だと思われま。

○ 中森慎二委員

やはり、今後の課題として、一役打たれたということで。わかりました。

○ 伊藤修一委員

さっきの交付税に入らんといい話なんやけど、ことしも、何か、四日市市は財政が豊かになって、その交付、国からの金が入らんと。何か、それ、しばらく続くみたいやみたいな話があつて。そうなってくると、本当に影響がどこの面に出てくるのか。結局、国からのお金がもうもらえない状況が続くみたいなことを聞いておるんやけど、その辺の考え方はどうなの。

○ 村山繁生委員長

財政は。

○ 伊藤修一委員

財政の人。

○ 村山繁生委員長

元財政部の。

○ 倭上下水道事業管理者

考え方といいますか、先ほど中森さん言われたように、交付金に関しては、基準財政需要額と収入額、これが収入額が多ければ出ないという。これも、全国の地方交付税ということで国が集めて、それを再分配して、全国の市町村に対してそういう措置をするという国の考え方ですので、いいか悪いかというよりも、考え方の一つとしては、それだけ、四日市としては、それなりの財政力があるということで考えるべきだとは思うんですけどもね。

○ 伊藤修一委員

その財政力があるということを考えれば、その繰り入れが、150円を下回っても、他市では頑張って、頑張ってというのはおかしいけれども、財政力に見合ったお金を入れておるということをおっしゃってみえるのと違う。

そしたら、平成30年度に、ことし平成29年度やけど、今値上げを考えているということじゃなくて、もっとほかの考え方も当然選択肢の中にあってもええのと違うかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○ 倭上下水道事業管理者

今、150円と話が出たわけでございますけれども、使用料単価の。局としましては、下水道事業、水道事業もしかりでございますけれども、当然、使用料をいただいて、独立採算というのは基本でございますので、国が示すように、一定の使用料をいただいた上で、総務省の基準にのっとり繰り入れをもらおうと。これは問題ないと思っておりますけれども、この形でもしいただくとすれば、極端なことを言えば、下水道を使っていない方の税金もここに投入するというふうなことになってまいります。

それについては、やはり、できるだけ一定の適正な使用料をいただく中で運営をしていくというふうなことで、局としては、総務省の基準どおりに運営すべきだという判断を今、現状ではしています。

他市においてはそれなりの判断がありますけれども、わざわざ公営企業会計として、使用料ベースで運営しろと、そういう会計でございますので、事業でございますので、こういう最低の使用料の徴収というのは必要だという認識で、局としてはおります。

以上です。

○ 伊藤修一委員

それは、考え方ですから、その考え方は局として持つておると言うけど、行政というか、オール四日市市としての判断というのは、また別途あるかもわからないという。そういうこともあって、いろいろな選択肢も、いろいろ検討してもらう必要もあらへんかなということだけ、ちょっとお話しだけしておきたい。

○ 村山繁生委員長

意見として承ります。

○ 中森慎二委員

ただ、総務省の考えは、結局、倭さんおっしゃったように、使用料単価が150円を割り込んで、安く市民に下水道を使用しているのにもかかわらず、一般会計の繰入金基本財政需要額に算定して、交付団体になるというようなことは許せやんと。そういうことなんやね。総務省の考えとしては。

○ 倭上下水道事業管理者

基本的には、若干、そのニュアンスは。まあ、その考え方で、総務省から基準が出ておるといふふうに判断しています。

○ 小川政人委員

さっきの接続の問題で、金が要るわけやな。3億5000万円か。それで、その部分をやめると、少しは伸びるのか、伸びやんのか。それ、まだこれから、やろうかやらんかもまだ決めていないやん。これもやるつもりで、計算に入っておるのやろう。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田でございます。

まず、先ほどの特定環境保全公共下水道のほうの3億円につきましては、資本的支出になります。こちらのほう、150円といいますのは使用料ですね。下水道使用料と使われた水を割ったものになりますので、その150円の中には、先ほど言いました資本的支出で通します3億5000万円、これは影響してございません。

○ 小川政人委員

建設費は影響せんということ。

○ 内田経営企画課長

建設をした後ですね。建設した後、使用料が入ってくれば、その分は使用料の収入として、その水量の部分というのは入ってはまいります。3億5000万円が直接ということではなくて、3億5000万円で建設して、そこで、公共下水道の方が当然水が使われれば、下水道使用料としてお金のほうが入ってまいります。その分に使われた水量もありますので、それは、特定環境保全というふうに、オール四日市全てのものとして見たときに、入ってきた使用料を使われた水量で割った単価が、150円を上回るか、下回るかという判定になります。

○ 小川政人委員

ごめん、わからなかったんやけど、建設費は事業採算ベースには関係ないんやと。かかった経費とだけ、経費対使用料ということになるのか。そういう考え方でええの。

○ 内田経営企画課長

まず、建設投資に直接かかった費用につきましては、150円そのものには影響ございません。しかし建設後、そこで建設した結果によりまして下水道がつけられるとなった方は当然下水を使っただけいただきますので、使われたものは当然下水道使用料として入ってまいります。これの今の単価のほう、150円につきましては、入ってきた使用料を使われた水量で割ったものになりますので、その意味合いからすれば、支出をした後使われた水の分に関しては、150円には影響はします。直接、3億5000万円は影響はいたしません。

以上です。

○ 小川政人委員

くどいけど、もうやめるけど、一般企業やったらそうじゃないわな。建設にかかって、みんなかかって、それで使用料をもらって、それでペイできるかできやんかで値段を決めやんと。そんな、建設費は別の問題ですわ、水の使用料と下水の使用料だけで料金を出しておったら、赤字ばかりやで、それ。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田でございます。

確かに、建設をした場合、それに伴いまして減価償却費が発生いたします。その減価償却費は、損益で見たときには影響いたします。処理原価、1 m³を使うのにどれだけの処理原価が必要かというところにつきましては、減価償却費、投資した分に対して減価償却費が入ってまいりますけれども、今回の使用料単価は、あくまでも使われた水、それに対して入ってきた使用料を割るのみになりますので、投資した分に関しての処理原価には減価償却費として影響してまいります。それにつきましては、損益のほうにも影響してまいります。

以上です。

○ 小川政人委員

だから、減価償却費は損益に影響すると言うんやで、やるのとやらんのとでは損益に影響があるやないの。そうすると、もっと十分、その3億5000万円が年間、減価償却、償却期間がどれだけか知らんけれども、していけば損益に影響する。

これって全部損益の話でしょう。損益計算で、150円では赤字になるからということで、値上げしようかという話の世界と違うのかな。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田でございます。

損益そのものについては影響はございます。今回の150円を下回るか、下回らないか、その部分だけの判断でいきますと、減価償却費とは反映いたしません。あくまでも入ってくる水が1 m³当たり幾らで使用料が入ってくるかという計算になりますので、これが150円を下回ることで、一般会計からの繰り入れが約20億円が入ってこないことによって、損益のほうは平成31年度には赤字に転じると。それに伴って資本的内部留保資金、こちらのほうも減少してまいるというところの部分でございます。

以上です。

○ 村山繁生委員長

単価の150円がいわゆる問題になるということですね。

他にもうよろしいですかね。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それではこの辺で、この件につきましては、この程度とさせていただきます。

それでは、上下水道のほうは、この桜地区の下水道事業についてを残して、全部終了いたしました。

それでは、また後日、桜地区の下水道事業についてはまた行いたいと思いますので、その旨またよろしく願いをいたします。

どうも理事者の方、お疲れさまでございました。また後日、よろしく願いします。

委員の方はちょっとお残りください。

○ 諸岡 党委員

後日って最終日ですか。

○ 村山繁生委員長

最終、都市整備部も終わってからということです。資料ができ次第。

審査は、都市整備部も終わってからということにします。

委員の皆様、済みません、この定例月議会中の所管事務調査ですが、するかせんかによって資料のまた調整がありますので、きょう、やるか、やらんか、決めたいと思います。

午前中に、最初、小川委員から提案がありましたけれども、もう少し、小川委員、どういった、十四川だけではわかりませんので、どの程度にするのか、もう少し細かく、どの部分をとということ。

○ 小川政人委員

現実に十四川は、水門を開いておいたらあふれないということはもうわかっておると思うんやけど、そのことに対して、何ら市民にも説明もないし。そういう部分で、きちっと明確に市民に説明をしなくてはならない部分があって、それは、一般質問ではなかなか、やりっ放しになるで、委員会できちっと議論してやりたいなということです。

○ 村山繁生委員長

他の委員の皆様、いかがですか。ご意見があれば、するしないも含めて、ご意見があればお願いします。

○ 三平一良委員

提案があったんですから、正副委員長で決めて。

○ 中森慎二委員

それでいいんですが、ただ、その小川さんが求められている資料が、理事者のほうから素直にストレートに出てきて、それを議論する俎上がここに整備ができるのであれば、私は、時間を切った中でもいいと思うんですけど。

○ 小川政人委員

資料はもう、今までに出た資料だけで十分ですので、新たにつくってもらう資料はないもので、僕が持っておる資料で、これとこれとこれとを出してということをお願いしたらもうすぐにつくれる資料ばかりで、難しい新しい資料をつくってもらおうとは思っていないもので。

○ 中森慎二委員

それじゃ、時間だけある程度切っていただいて、それだけ小川さんのほうでご認識いただければ、正副委員長のほうで調整いただいたらどうですか。

○ 村山繁生委員長

じゃ、まあ、ある程度、時間をちょっと切らせていただいてですね。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

わかりました。

そうしたら、この所管事務調査につきましては、全部の審査が終了後に、時間を決めさせていただきますので、資料のほうは、またそうしたらお願いいたします。

じゃ、本日はこの程度でさせていただきます。どうもお疲れさまでございました。

あすは、朝一から環境部から入ります。

16 : 38 閉議